

大規模事業所への温室効果ガス排出総量 削減義務と排出量取引制度

「排出量取引入門」



2022年6月
東京都環境局

目次

1. 1 制度の概要と実績	2
1. 2 排出量取引制度	14
2. クレジットの説明	21
3. 1 排出量取引～取引の流れ～	30
3. 2 排出量取引～取引の事例～	39
4. 排出量取引に係る各種手続き	46
● 申請時の提出物について	46
● 一般管理口座の開設	50
● クレジットの発行	53
● クレジットの振替	56
● 登録情報の変更	59
● クレジットの無効化	62
● その他手続き	67
5. 総量削減義務と排出量取引システムについて	75

排出量取引入門

1. 1 総量削減義務と排出量取引制度 ～制度の概要と実績～



1. 1 総量削減義務と排出量取引制度 ～制度の概要と実績～

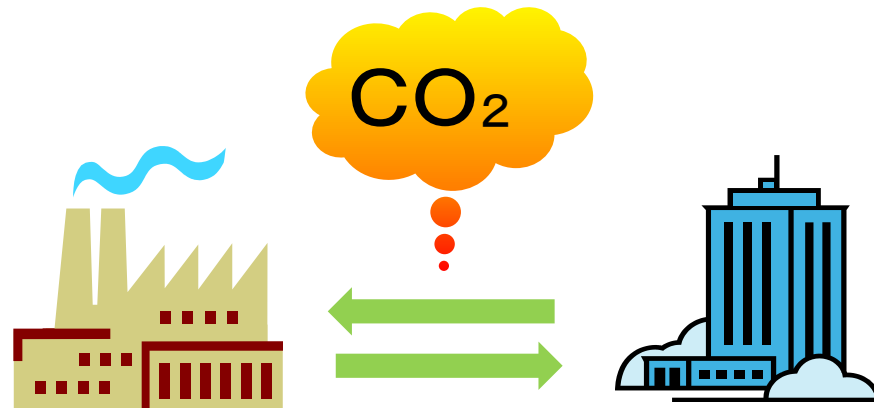
1.1 東京都の気候変動対策

- (1) ゼロエミッション東京戦略
- (2) 2030年「カーボンハーフ」実現に向けて
- (3) 東京都のCO₂排出量と主な対策

1.2 総量削減義務と排出量取引制度の概要

- (1) 制度の概要
- (2) 対象となる事業所①～要件～
対象となる事業所②～削減義務率～
- (3) 総量削減義務
- (4) 対象事業所の削減実績

1. 1 東京都の気候変動対策



(1) ゼロエミッション東京戦略

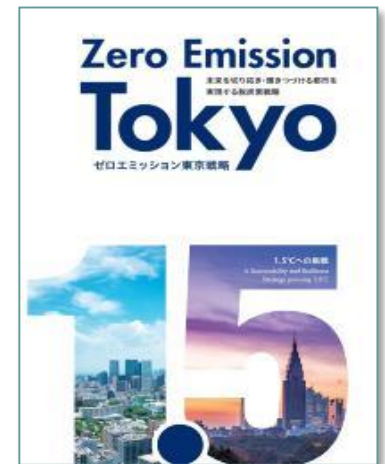
～2050年までの目標～

「気候危機行動宣言」

気候危機を強く認識し、実効性のある対策を講じるとともに、
全ての都民に共感と協働を呼び掛け、共に行動を進めていく

○2019年12月

「ゼロエミッション東京戦略」を策定し、2050年までに
CO₂排出実質ゼロを目指すロードマップや具体的取
組を発表。



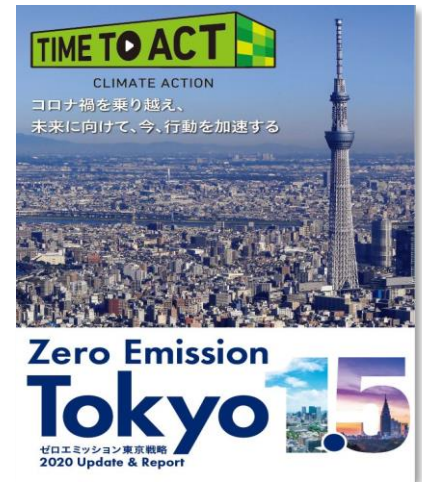
(2019年12月)

(2) 2030年「カーボンハーフ」実現に向けて

○2021年3月

「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」
を策定

2050年「ゼロエミッション東京」の実現には、2030年までの10年間の行動が極めて重要との観点から、2030年目標を強化



(2021年3月)

○2022年2月

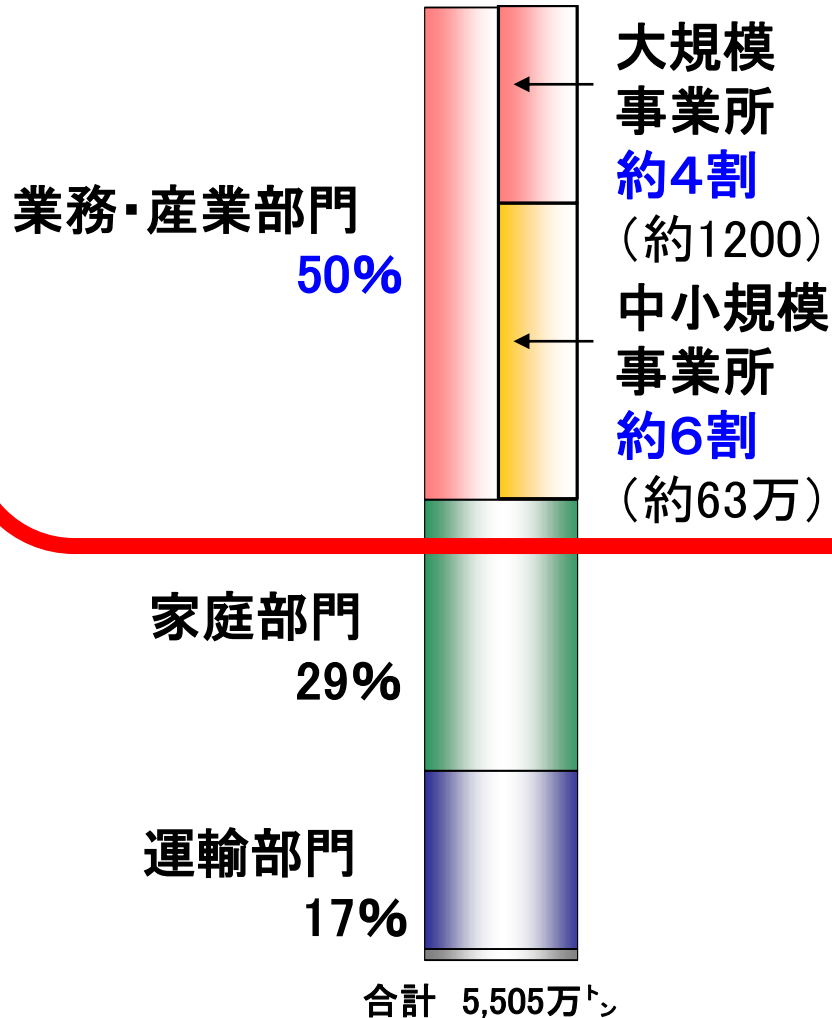
温室効果ガスの2030年50%削減に向けた道筋を
具体化し、業務や家庭、運輸などの各部門で直ち
に加速・強化する主な取組を「Fast forward to
“Carbon Half”」で発表



(2022年2月)

(3) 東京都のCO₂排出量と主な対策

都CO₂排出量の
部門別割合※(事業所数)



大規模事業所への「総量削減義務」の実施

- 総量削減義務と排出量取引制度

中小規模事業所の省エネを促進

- 地球温暖化対策報告書制度
- 中小ビル向けの省エネルギー診断

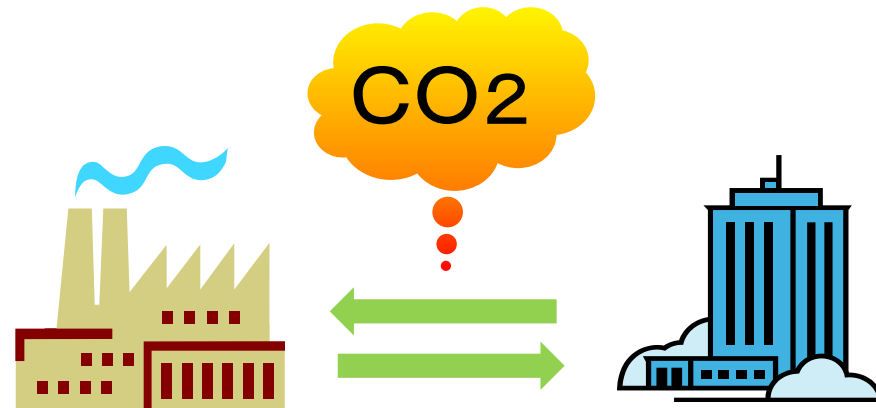
家庭の節電・省エネを進める

自動車部門のCO₂削減

環境都市づくり制度の導入・強化

※ 2019年度速報値より部門別割合を算出

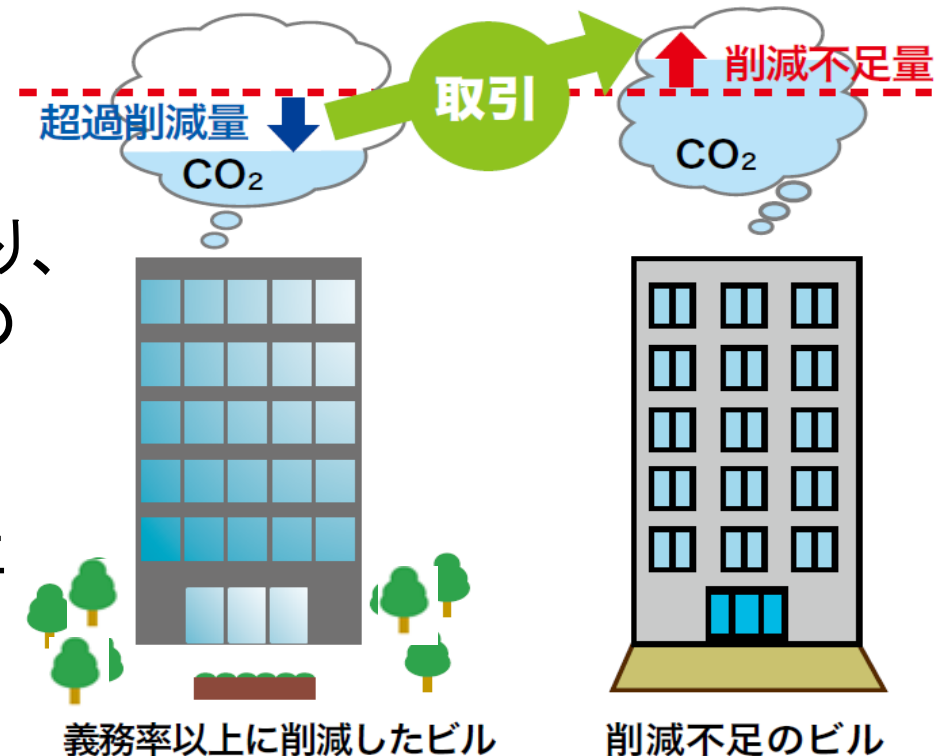
1.2 総量削減義務と排出量取引制度の概要



(1) 制度の概要

- オフィスビル等を対象とする世界初の都市型キャップ&トレード制度
- 高効率機器への更新や運用対策により、自らの事業所で温室効果ガス排出量の削減を推進
- 自らの削減対策に加え、排出量取引による削減量の調達により、合理的に対策を推進することができる仕組み
- 事業所間の取引に加えて、各種クレジットの活用が可能

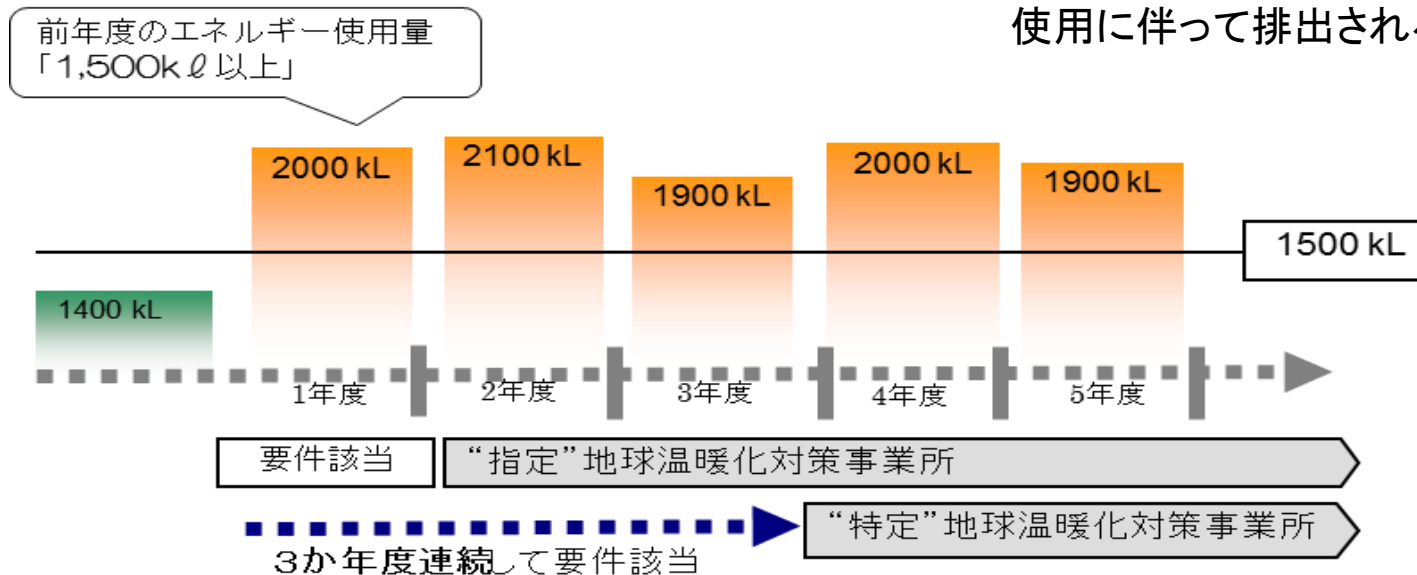
排出量取引のイメージ



(2) 対象となる事業所① ～要件～

分類	主な義務となる事項
指定地球温暖化対策事業所 (地球温暖化対策を特に推進)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の内容を記載した計画書の提出・公表 <ul style="list-style-type: none"> ● 前年度の原油換算エネルギー使用量、特定温室効果ガス排出量 ● 削減目標と削減計画の設定 ● 統括管理者・技術管理者の選任、テナント事業者との協力推進体制
特定地球温暖化対策事業所 (削減義務が課される)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記「指定地球温暖化対策事業所」の義務となる事項 ○ 特定温室効果ガス※の削減義務

※エネルギー起源排出量(燃料・熱・電気の使用に伴って排出される CO₂排出量)



(2) 対象となる事業所② ~削減義務率~

- **対象事業所:** 約1,200 事業所
- **削減義務率:**

区 分		第3計画期間
I-1	オフィスビル等と熱供給事業所 (「区分I-2」に該当するものを除く。)	27%
I-2	オフィスビル等のうち、他人から供給された 熱に係るエネルギーを多く利用している事業所	25%
II	区分I-1、区分I-2以外の事業所 (工場等)	25%

- **削減計画期間:5年間**

第3計画期間：2020～2024年度

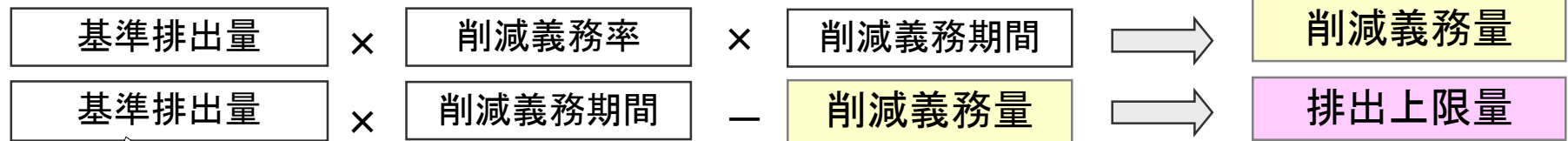
- **総量削減義務の履行期限**

計画期間終了後、1年6ヶ月間の整理期間の末日が、履行期限*となる。



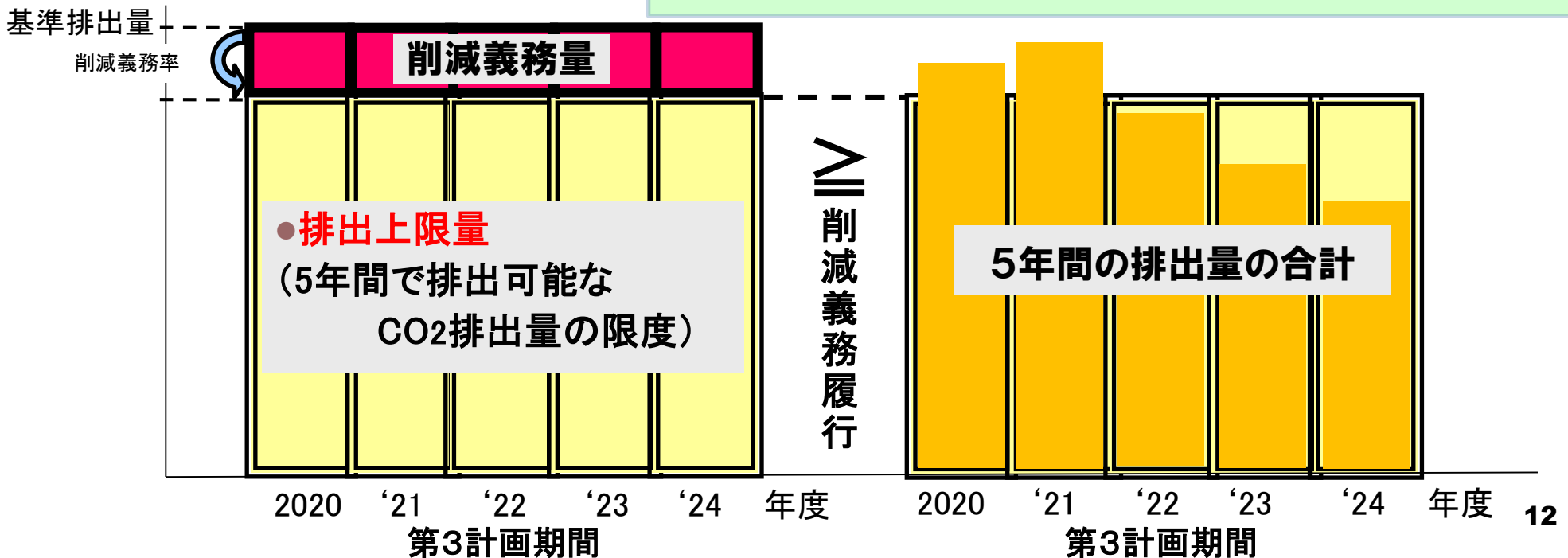
(3) 総量削減義務

削減義務期間の排出量を、排出上限量以下に



実際の排出量と比較する時の
基準となる排出量

排出上限量 以下にする3つの手法
 手法1：自らで削減する
 手法2：自社のバンキングを利用する
 手法3：排出量取引を行う

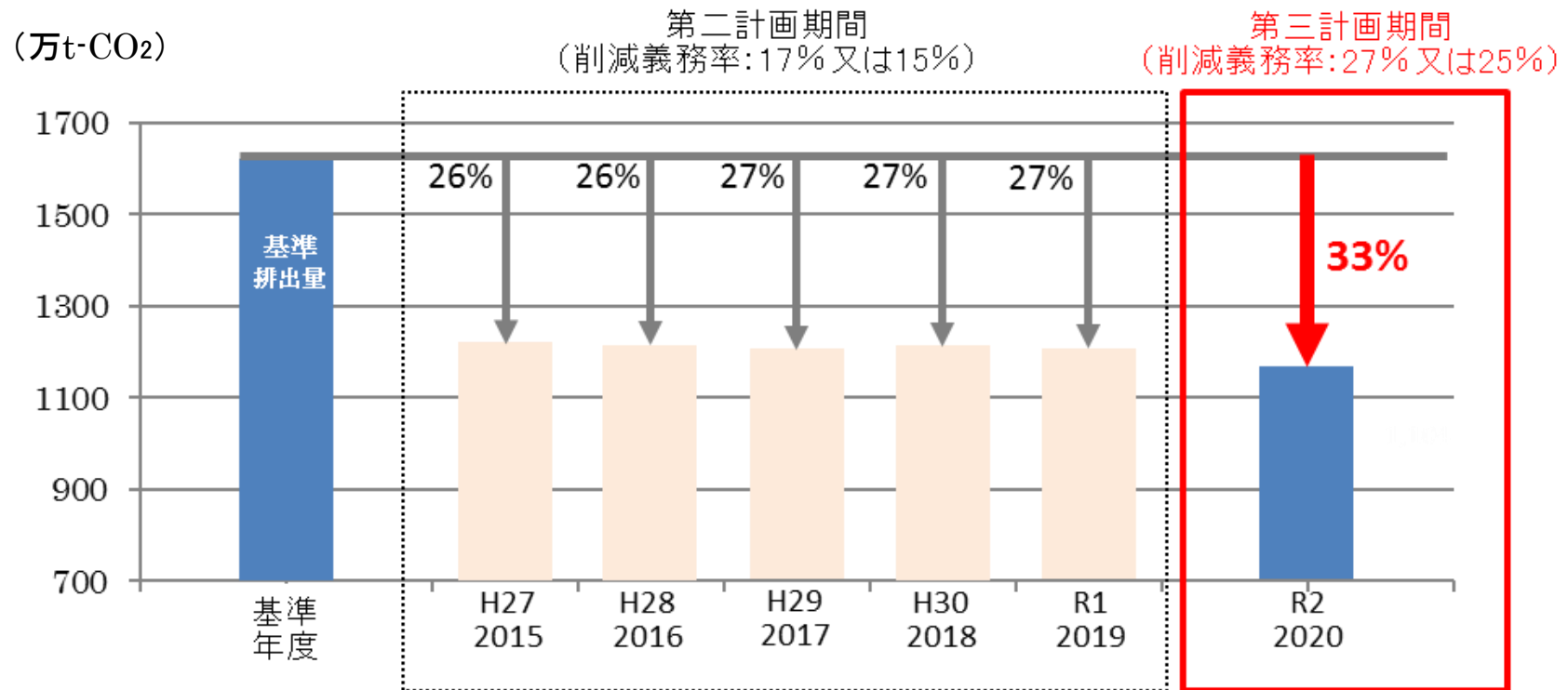


(4) 対象事業所の削減実績

- 令和2(2020)年度の対象事業所の排出量は合計1,104万トンで、省エネ対策の進展及び低炭素電力・熱の利用とともに、一部対象事業所における営業時間の短縮・休業等の影響もあり、基準排出量※から▲33%削減

※ 基準排出量は、事業所が選択した2002年度から2007年度までのいずれか連続する3か年度排出量の平均値
(電気等の排出係数は第三計画期間の値で算定)

《対象事業所の総CO₂排出量の推移》



※令和4(2022)年2月9日時点の集計値(電気等の排出係数は第三計画期間の値で算定)

排出量取引入門

1. 2 総量削減義務と排出量取引制度 ～排出量取引制度～



1.2 総量削減義務と排出量取引制度

～排出量取引制度～

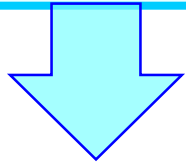
- (1) 排出量取引の位置付け
- (2) 排出量取引の検討
- (3) クレジットの取引
- (4) 削減量口座簿
- (5) スケジュール

(1) 排出量取引の位置付け

「地球温暖化対策指針」の規定

「…事業所において経済的及び技術的に…実施可能な対策の実施により見込まれる削減量を算定した後に、…不足する量について排出量取引を行うという手順で検討するよう努めなければならない。」と対策実施を排出量取引よりも優先するよう定めているが、

一方で、「検討の結果、排出量取引を実施する必要があると判断した場合には、取得する削減量の種類及び取得方法について検討し、**計画的な取得**に努めるものとする。」としている。



取引は、削減不足量が確定してから検討すればよいというものではありません。



早い段階から、組織的な検討体制を構築して取引の必要性を判断し、必要な場合は、取得のための準備を進めてください。

(2) 排出量取引の検討

- 事業所の排出量を把握したうえで対応を検討
- 早い段階から、取引の必要性を判断
→必要な場合、クレジット取得のための手続きを開始

<原則>

- 都の排出量取引は**相対取引**
- 取引価格は、取引する**当事者同士**の交渉・合意により決定

(3) クレジットの取引

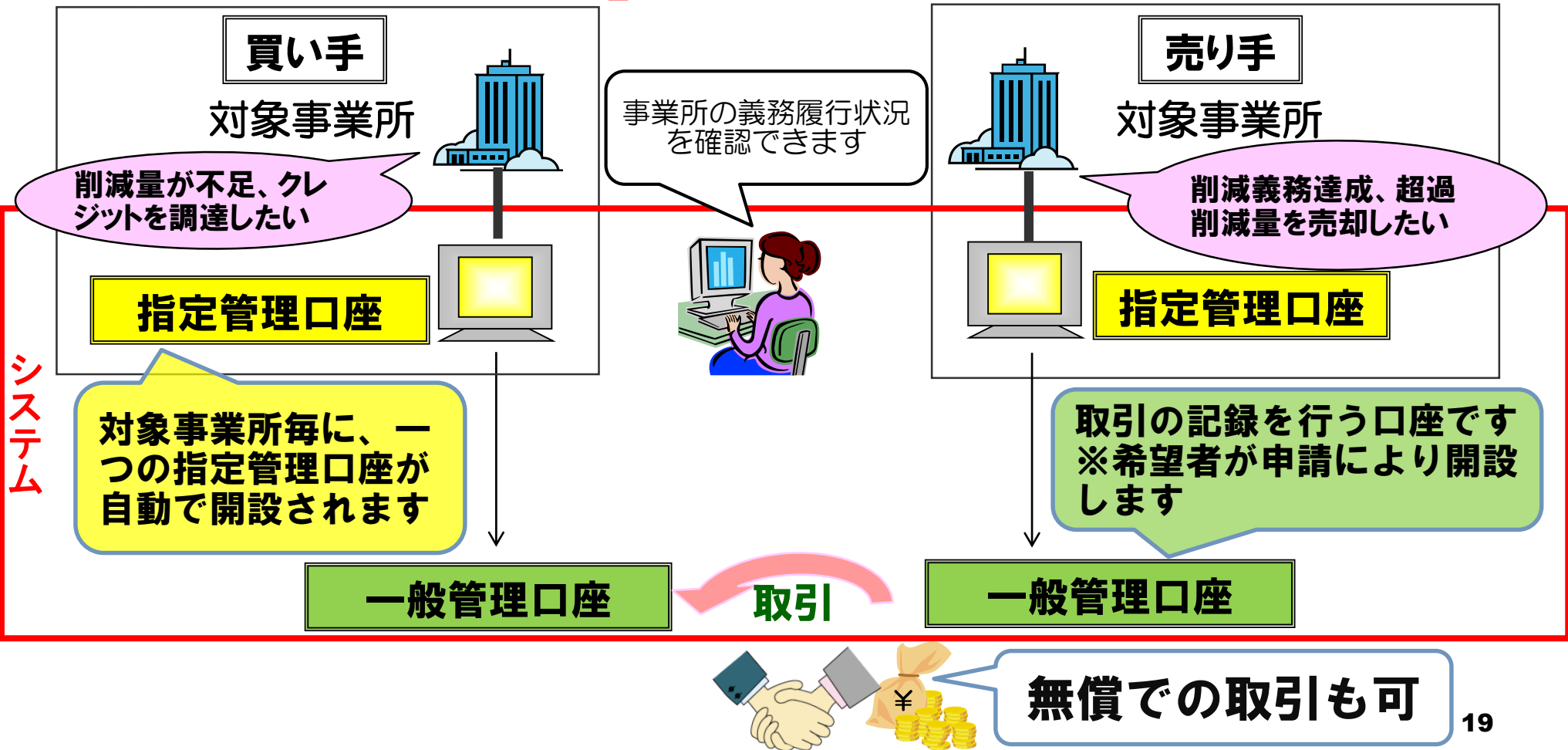
“クレジット”とは、削減対策の実施等により得られる温室効果ガスの削減量や環境価値のことをいいます。

クレジット等の名称		概要
超過削減量		対象事業所が削減義務量を超えて削減した量
オフセットクレジット	都内中小クレジット	都内中小規模事業所における認定基準に基づく対策による削減量
	再エネクレジット	再生可能エネルギーの環境価値 ・ <u>その他削減量</u> : グリーンエネルギー証書又はRPS法における新エネルギー等電気相当量などの他制度による環境価値 ・ <u>環境価値換算量</u> : 都が認定する設備により創出された環境価値
	都外クレジット	都外の大規模事業所の省エネ対策による削減量 (削減義務量相当を超えた量に限る。)
	埼玉連携クレジット	埼玉県目標設定型排出量取引制度で認定された超過削減量、中小クレジット

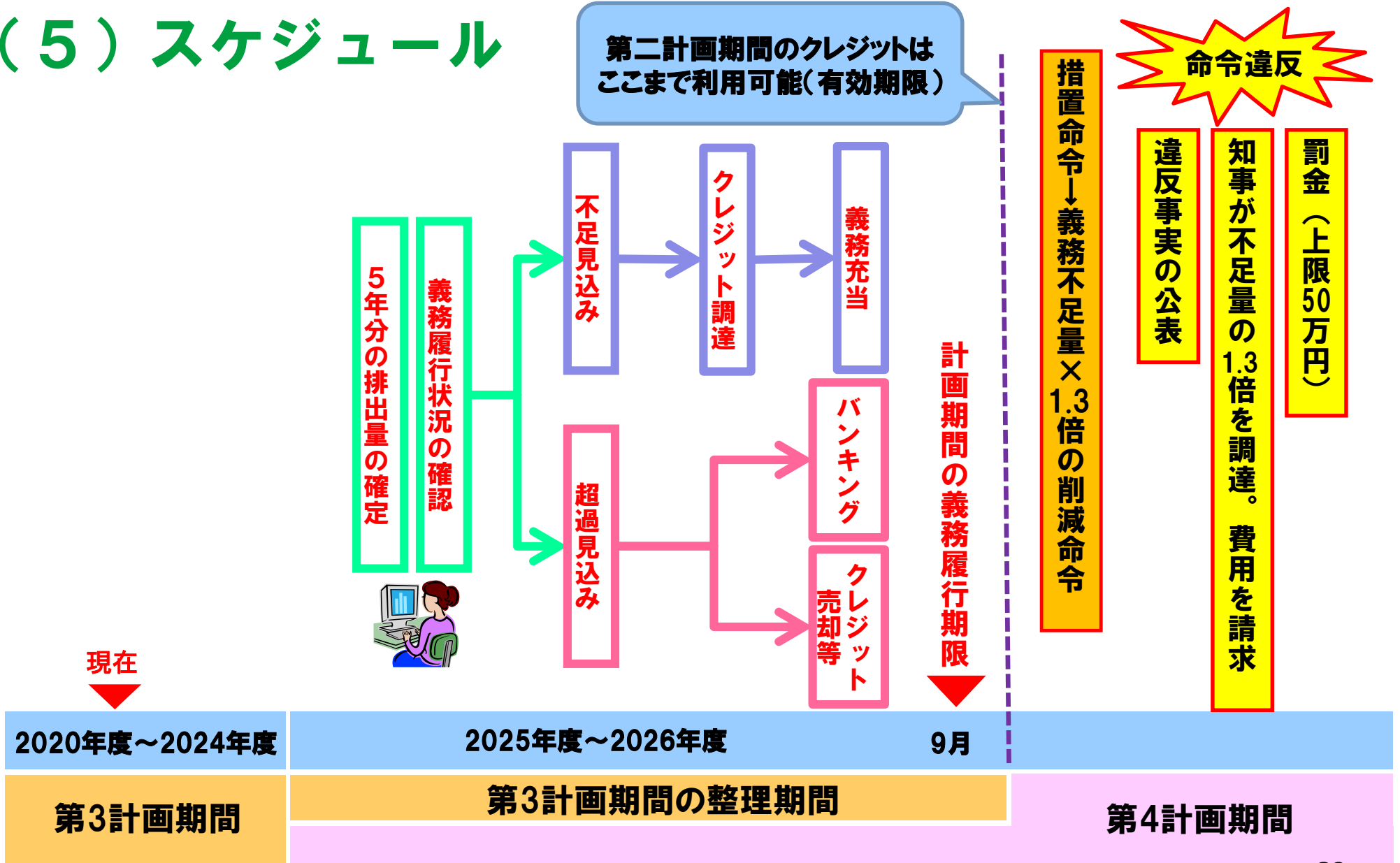
※各クレジットの創出にあたっては、それぞれガイドラインがあるので参照すること。

(4) 削減量口座簿

- 排出量取引の結果は、都が管理する「**総量削減義務と排出量取引システム**」という電子システムに記録されます



(5) スケジュール



排出量取引入門

2. クレジットの説明



2. クレジットの説明

- (1) 排出量取引では“クレジット”を取引します
- (2) クレジットの種類～超過削減量～
クレジットの種類～再エネクレジット～
クレジットの種類～埼玉連携クレジット～
- (3) バンキングされた超過削減量等
- (4) 超過削減量の発行

(1) 排出量取引では“クレジット”を取引します

“クレジット”とは、削減対策の実施等により得られる温室効果ガスの削減量や環境価値のことをいいます。

クレジット等の名称		概要
超過削減量		対象事業所が削減義務量を超えて削減した量
オフセットクレジット	都内中小クレジット	都内中小規模事業所における認定基準に基づく対策による削減量
	再エネクレジット	再生可能エネルギーの環境価値 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>その他削減量</u>: グリーンエネルギー証書又はRPS法における新エネルギー等電気相当量などの他制度による環境価値 ・<u>環境価値換算量</u>: 都が認定する設備により創出された環境価値
	都外クレジット	都外の大規模事業所の省エネ対策による削減量 (削減義務量相当を超えた量に限る。)
	埼玉連携クレジット	埼玉県目標設定型排出量取引制度で認定された超過削減量、中小クレジット

※各クレジットの創出にあたっては、それぞれガイドラインがあるので参照すること。

(2) クレジットの種類 ～超過削減量～

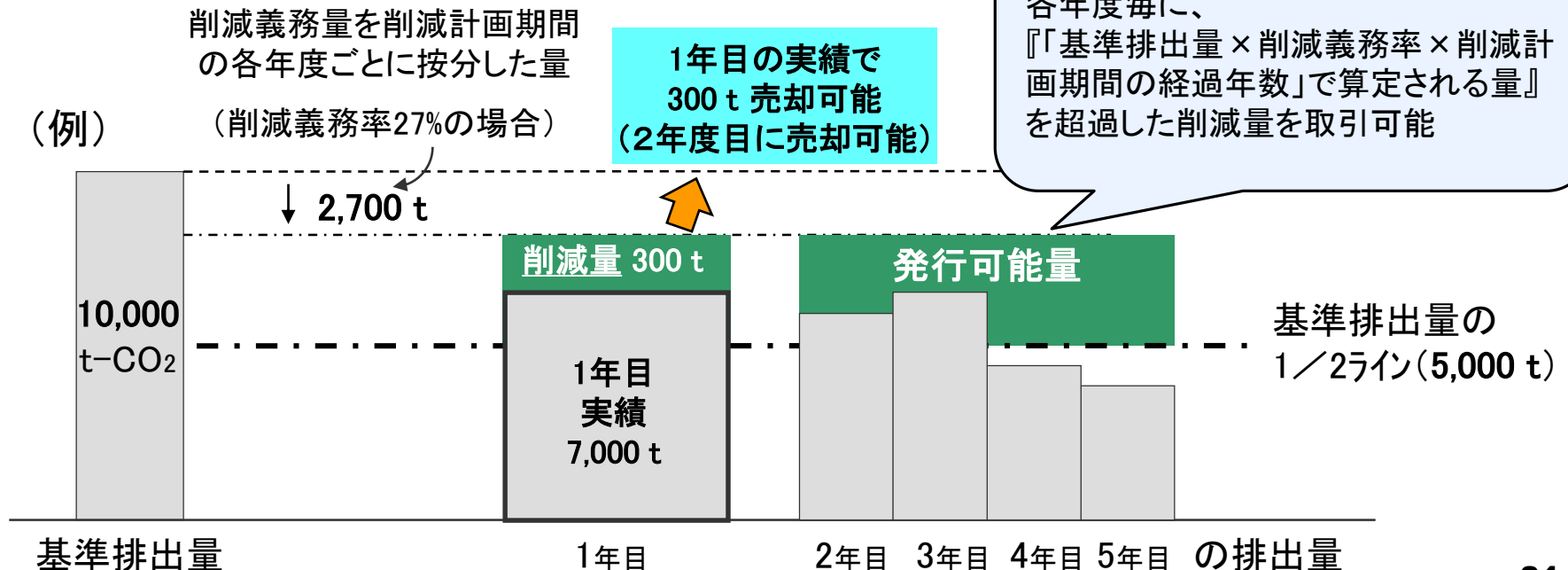
売り手

- 削減義務量を削減計画期間の各年度ごとに按分し、その超過量については、計画期間2年度目からの移転も可能です。
- 削減量の算定は、基準排出量の1/2を上限とします。

買い手

特に制限なく、必要な量を削減義務に利用することができます。

取引



(2) クレジットの種類

～再エネクレジット～

売り手

「環境価値換算量」
「グリーンエネルギー証書※1」
「RPS法の新エネルギー等電気相当量※2」

※1 2008年度以降に発行又は発電(熱)されたもの

※2 2008年度以降に発行又は発電されたものであって、RPS法上の義務履行に活用されていないものに限る。

取引

買い手

量の制限はなく、必要な量を削減義務に利用することができます。

* 対象事業所内において発電設備等を導入し、自ら使用している場合の換算方法については、再エネクレジット算定ガイドラインをご参照ください

●本制度において再エネクレジットとして認めるもの

太陽光(太陽熱※3を含む。)、風力、地熱、水力(1,000kW以下)、バイオマス※4

クレジット(削減量)の量は、以下により換算して認定

◆ 第一計画期間、第二計画期間の電力量、熱量

太陽光、太陽熱※3、風力、地熱、水力(1,000kW以下)

⇒ **1.5倍** してクレジット認定

バイオマス※4

⇒ **1.0倍** してクレジット認定

◆ 第三計画期間の電力量、熱量

太陽光、太陽熱※3、風力、地熱、水力(1,000kW以下)

⇒ **1.0倍** してクレジット認定

バイオマス※4

※3 現在は、グリーン熱証書のみを対象

※4 バイオマス比率が95%以上のものに限る。黒液は除く。

(2) クレジットの種類 ～再エネクレジット～

グリーンエネルギー証書、RPS法の新エネルギー等電気相当量を利用する場合<再エネクレジット(その他削減量)>

●電力量(熱量)認証申請・再エネクレジット発行申請の対象者

当該グリーン電力(熱)証書の最終所有者(グリーンエネルギー認証機関に届け出た最終所有者)であり、かつ本制度対象事業所の削減義務者であるもの

●留意事項

・要件等

当該グリーン電力(熱)証書の使用目的(用途)について、本制度へ利用することが明確になっていること。

・有効期間(第n計画期間に発行された証書の場合) ※第3計画期間～

<発電期間の末日が第n計画期間の発電量>

第n計画期間 及び 第n+1計画期間の削減義務の履行に利用可能

※利用の検討にあたっては、相談窓口まで御相談・御連絡ください。

(2) クレジットの種類

～埼玉連携クレジット～

売り手

- 埼玉県 of 超過削減量(東京都の「超過削減量」に相当)
基準排出量が 15 万 t-CO₂ 以下であって、埼玉県の目標設定型
排出量取引制度における目標の達成が確認されたもの
- 県内中小クレジット(東京都の「都内中小クレジット」に相当)
埼玉県の県内中小クレジットとして、埼玉県から発行を受けたもの

取引

買い手

特に制限なく、必要な量を削減義務に利用することができます。

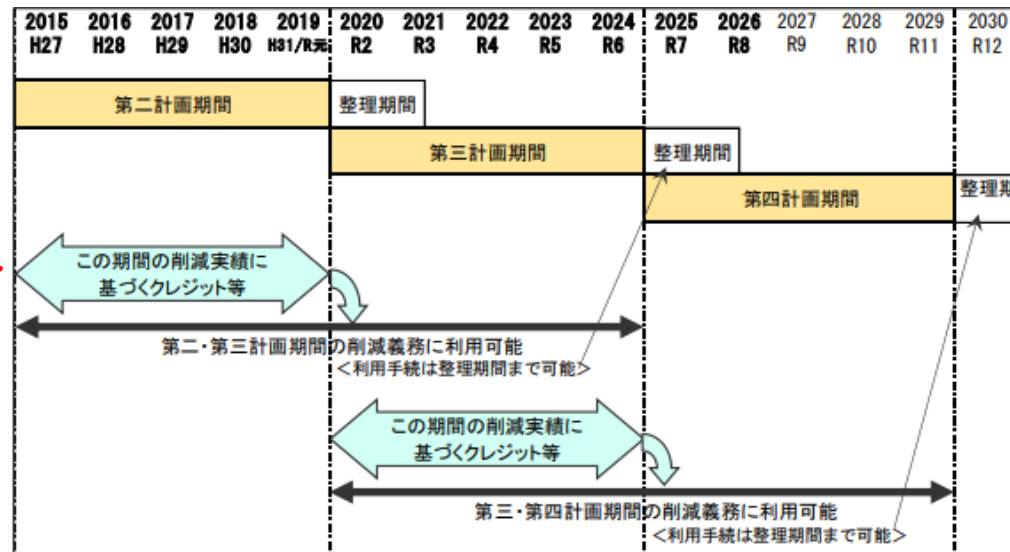
埼玉県の一般管理口座から東京都の一般管理口座へクレジットを移転する場合

- 申請者はクレジットを移転する口座(クレジットが増加する東京都の一般管理口座)の口座名義人(東京都と埼玉県の口座名義人は同一であることが必要)
- 埼玉県の一般管理口座にあるクレジットを移転する量だけ減少させます。
(埼玉県が定める申請書を埼玉県へ提出後、埼玉県から減少記録証明を受領)
- 減少記録を証明する書類を添えて東京都に対しクレジットの移転申請(増加記録の申請)を行うことで東京都の一般管理口座に記録され、取引が完了します。
(「振替可能削減量等発行等申請書」を東京都へ提出)

(3) バンキングされた超過削減量等

◆「バンキング」とは

- 削減計画期間中に削減対策を実施し創出した超過削減量やオフセットクレジット等を発行したものの、当該削減計画期間の義務履行に利用しなかったクレジット等を、翌削減計画期間に持ち越すこと。



第2計画期間のクレジット等の有効期限は2026年9月末日

クレジットには有効期限があります！

有効期限は排出量取引システムで御確認いただけます。

第2計画期間(2015～2019年度)に創出されたクレジット → 第三計画期間の整理期間末日まで
(2026年9月末日)

第3計画期間(2020～2024年度)に創出されたクレジット → 第四計画期間の整理期間末日まで
(2031年9月末日)

(4) 超過削減量の発行

- 削減計画期間の終了後、削減義務量及び総排出量が確定した段階(義務履行状況が確定した段階)で、都が各事業所の指定管理口座に発行します

⇒**超過削減量の発行申請は原則、不要です**

(保有クレジットの情報は、総量削減義務と排出量取引システムにおいて確認可能です)

- 削減計画期間の途中でも、振替可能削減量等発行等申請書により、任意のタイミングで発行することも可能です

※ただし、地球温暖化対策計画書の審査中は発行申請が行えません。

＜クレジットの活用方法＞

- ✓ 削減義務の履行
- ✓ 移転 (クレジット売買、同企業間での削減義務過不足の調整等)
- ✓ 無効化による制度外でのカーボン・オフセット等への利用

排出量取引入門

3. 1 排出量取引 ～排出量取引の流れ～



3.1 排出量取引 ～排出量取引の流れ～

- (1) 排出量取引をするための4つのステップ
- (2) 削減量口座簿
- (3) 削減量の確認
- (4) 一般管理口座の開設
- (5) クレジットの販売先や購入先の見つけ方
- (6) 都が公表する価格情報

(1) 排出量取引をするための4つのステップ

排出量取引をするための4つのステップ

1. 削減量の確認:

義務履行のためにクレジットを購入等する必要があるか、超過削減量の発行が見込めるのか等を確認します

2. 口座の開設:

排出量取引をする場合、一般管理口座の開設と、指定管理口座との関連付けが必要です

3. 取引先の確保:

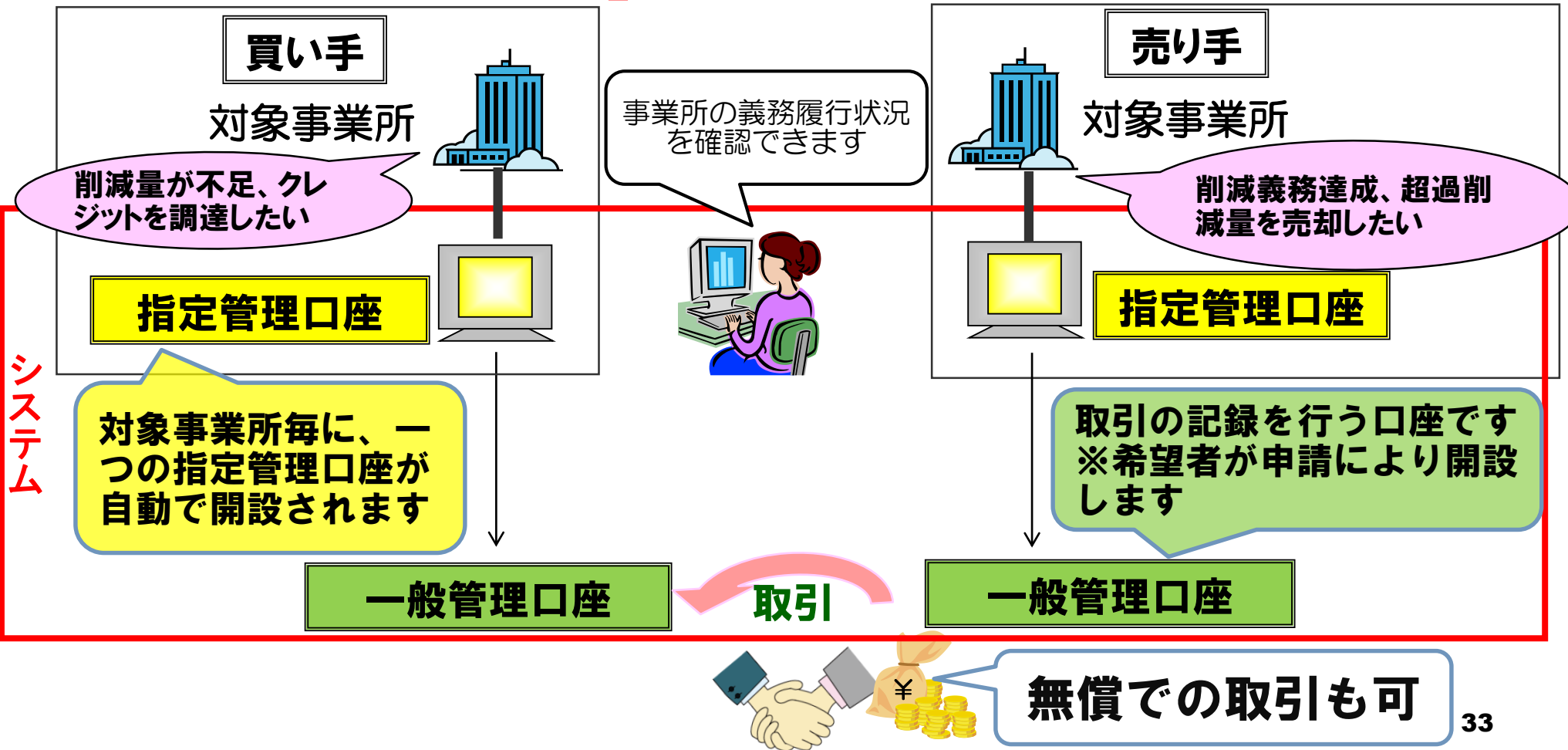
クレジットの購入先又は販売先を見つけます

4. 計画的な取引の実施:

クレジットはすぐに取引できるとは限らないため、計画的な手続等が必要です
(申請の種類によっては約2~3ヶ月を要する場合があります)

(2) 削減量口座簿

- 排出量取引の結果は、都が管理する「**総量削減義務と排出量取引システム**」という電子システムに記録されます



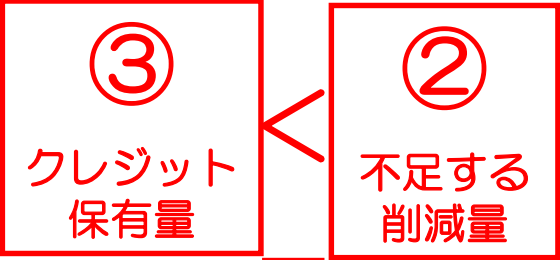
(3) 削減量の確認 (指定管理口座)

(総量削減義務と排出量取引システムへのログイン方法については、5. システムについてを参照)

【削減量が超過する場合】
「超過削減量の発行可能量」が①に表示されます

【削減量が不足する場合】
「不足する削減量」が②に表示されます

【排出量取引をする必要がある場合】
「保有するクレジット量」が③*に表示されます



排出量取引が必要

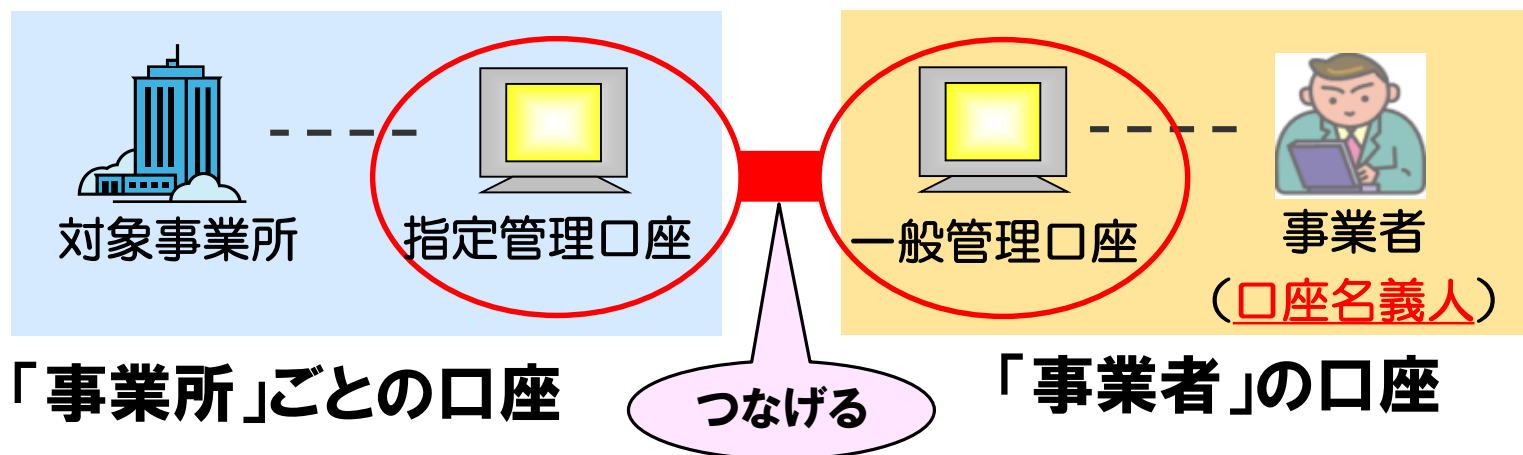
* 一般管理口座にもクレジットを保有している場合は、そのクレジット量も加えてください。
なお、第3計画期間の超過削減量は義務履行状況確定後、順次指定管理口座に自動的に発行されます。

義務履行状況							削減義務率以外の数値の単位はt-CO ₂	
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	整理期間	削減義務期間合計	
基準排出量	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000		50,000	
事業所区分	I-1	I-1	I-1	I-1	I-1			
トップレベルの判定								
医療施設緩和措置								
削減義務率	27%	27%	27%	27%	27%			
特定温室効果ガス排出量	7,000	6,900	7,200	7,050	6,800		34,950	
排出削減量	3,000	3,100	2,800	2,950	3,200		15,050	
その他ガス削減量の義務充当量								
振替可能削減量の義務充当量								
超過削減量の発行量								
取引を加味した排出削減量	3,000	3,100	2,800	2,950	3,200		15,050	
超過削減量発行可能量	300	700	800	1,050	1,550			
残りの削減義務期間における排出上限量							1,550	t-CO ₂
前年度排出量を維持したときの残りの削減義務期間における排出量							0	t-CO ₂
前年度排出量を維持したときに削減義務量に不足する削減量							0	t-CO ₂
前年度排出量を維持したときに移転又は次の削減計画期間における義務充当(バンキング)が可能な削減量							1,550	t-CO ₂
クレジット保有状況								
第1期クレジット							t-CO ₂	
第2期クレジット						6,370	t-CO ₂	
第3期クレジット							t-CO ₂	

「超過削減量発行可能量」の欄には、年度ごとではなく、各計画期間の累計値が表示されます

(4) 一般管理口座の開設

- ◆ 事業者からの申請に基づき開設される口座です
- ◆ 排出量取引(次のこと)を行うには、開設が必須となります
 - ☑クレジットの売却・購入(排出量取引時)
 - ☑事業所の超過削減量を、同系列の不足事業所の義務履行に使用
 - ☑オフセットクレジットの発行
 - ☑無効化に利用



(5) クレジットの販売先や購入先の見つけ方①

- 電子システムの見積受付登録事業者照会を利用する方法

※一般管理口座を開設している場合に限りです

登録

東京環境事務所 新着ログイン時刻: 2015/08/28 15:28:30
 総量削減義務と排出量取引システム

見積受付情報登録・変更

以下の入力フォームに登録情報は変更の権限を入手してください。
 『登録』ボタンを押すと、変更の権限を入手することができます。
 入力後に『確定』ボタンを押してください。

種別	取引 種別	見積受付事業者 としての名称	取引クレジットの種類	連絡先	備考 (最大10文字) ※漢字、英数字、半角記号のみ入力 が可能です。
<input type="radio"/>	購入	希望しない			
<input type="radio"/>	販売	希望しない			

見積受付登録事業者照会検索結果

検索結果

978件の見積受付登録事業者が検索されました。

見積受付登録事業者名	所在地 (住所)	取引 種別	取引クレジットの種類	連絡先	備考
県テック法人名群02 県テック事業者代表者 名02	港南区野原0202村	購入	都内中小クレジット	あいうえお0002	購入番号00002
県テック法人名群03 県テック事業者代表者 名03	港南区野原0303村	購入	再エネクレジット (環境価値換算)	あいうえお0003	購入番号00003
県テック法人名群04 県テック事業者代表者 名04	港南区野原0404村	購入	再エネクレジット (その他別換算)	あいうえお0004	購入番号00004

照会

売買情報の登録が可能
 【クレジットの種類】
 【連絡先】

以下の検索が可能
 【購入事業者】
 【販売事業者】
 【種類】

(5) クレジットの販売先や購入先の見つけ方②

●民間のクレジット仲介業者、グリーンエネルギー証書の発行事業者を利用

トップページ > 地球環境・エネルギー > 大規模事業所における対策 > 排出量取引

排出量取引

ページ番号：855-263-574

- ・「2019年度排出量取引説明会（新規担当者向け）を開催します！」[new](#)
- ・「第2回東京都排出量取引セミナー&マッチングフェア2018」を開催しました。詳細は、[こちら](#)
- ・「平成30年度排出量取引説明会（新規担当者向け）」を開催しました。詳細は、[こちら](#)
- ・排出量取引の運用に関する専門家委員会について
- ・都供給クレジットの販売
- ・排出量取引に関する御案内の送付について
- ・排出量取引入門パンフレット、制度動画
- ・排出量取引に関する説明資料
- ・義務履行に関する手続き
- ・排出量取引運用ガイドライン
- ・排出量取引の会計・税務処理
- ・排出量取引に関する調査結果（取引価格の査定結果等）
- ・クレジット販売・仲介事業者

掲載URL

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/trade/index.html



●公表データの利用

- 「指定（特定）地球温暖化対策事業所及び口座開設者の情報」を参照し、購入先を検討

指定（特定）地球温暖化対策事業所の情報

指定（特定）地球温暖化対策事業所の名称、排出量等の情報を公開しています。

- ・ [対象事業所一覧 \(Excel\)](#)
- ・ [操作マニュアル \(対象事業所一覧 \(Excel\) 利用者\) \(PDF\)](#)

【公開情報】

- ・ 指定（特定）地球温暖化対策事業所の名称
- ・ 削減義務率、基準排出量など削減義務に係る情報
- ・ 各年度の特定温室効果ガス及びその他ガス排出量
- ・ 地球温暖化対策計画書
- ・ 特定テナント等地球温暖化対策計画書
- ・ その他ガス削減量モニタリング計画書

など

口座開設者の情報

掲載URL

<https://www9.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/koukai/koukai.html>



(6) 都が公表する価格情報

- 環境局のホームページで、取引価格の参考値を公表しています

東京都の調査による査定価格※

※「査定」とは

市場参加者を対象にしたヒアリング調査によって収集された情報を基に、査定者が「標準的な取引」の価格を推定すること。実際の取引価格の統計ではなく、適正な取引価格を決定するものではありません。

クレジット	査定価格帯(円/t-CO ₂)
超過削減量	200～1,000

- ・2022年2月時点
- ・取引ロット: 500t-CO₂以上5,000t-CO₂未満(相当)

(留意点)

- ✓ 実取引における価格は売買当事者が交渉によって決めるものです。
- ✓ 取引形態、特に取引ロットの大小によって、実際の取引価格はここで示す推算値と大きく乖離する可能性があります。

掲載URL

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/trade/#cmssateikekka

排出量取引入門

3. 2 排出量取引 ～排出量取引の事例～

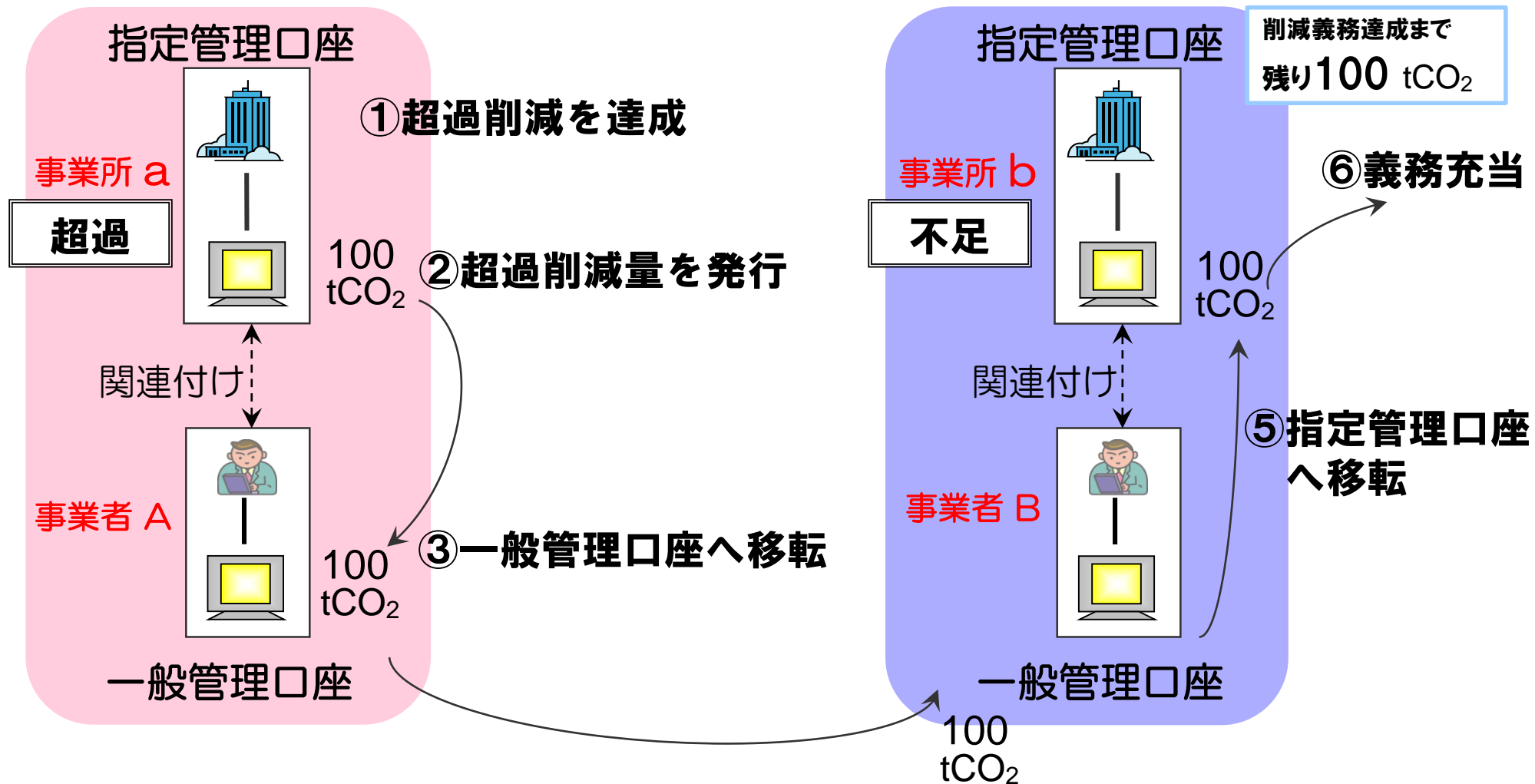




3.2 排出量取引 ～排出量取引の事例～

- (1) 排出量取引の流れ
- (2) クレジット販売は相対取引
- (3) 排出量取引実施事例

(1) 排出量取引の流れ ① 超過削減量の他者との取引



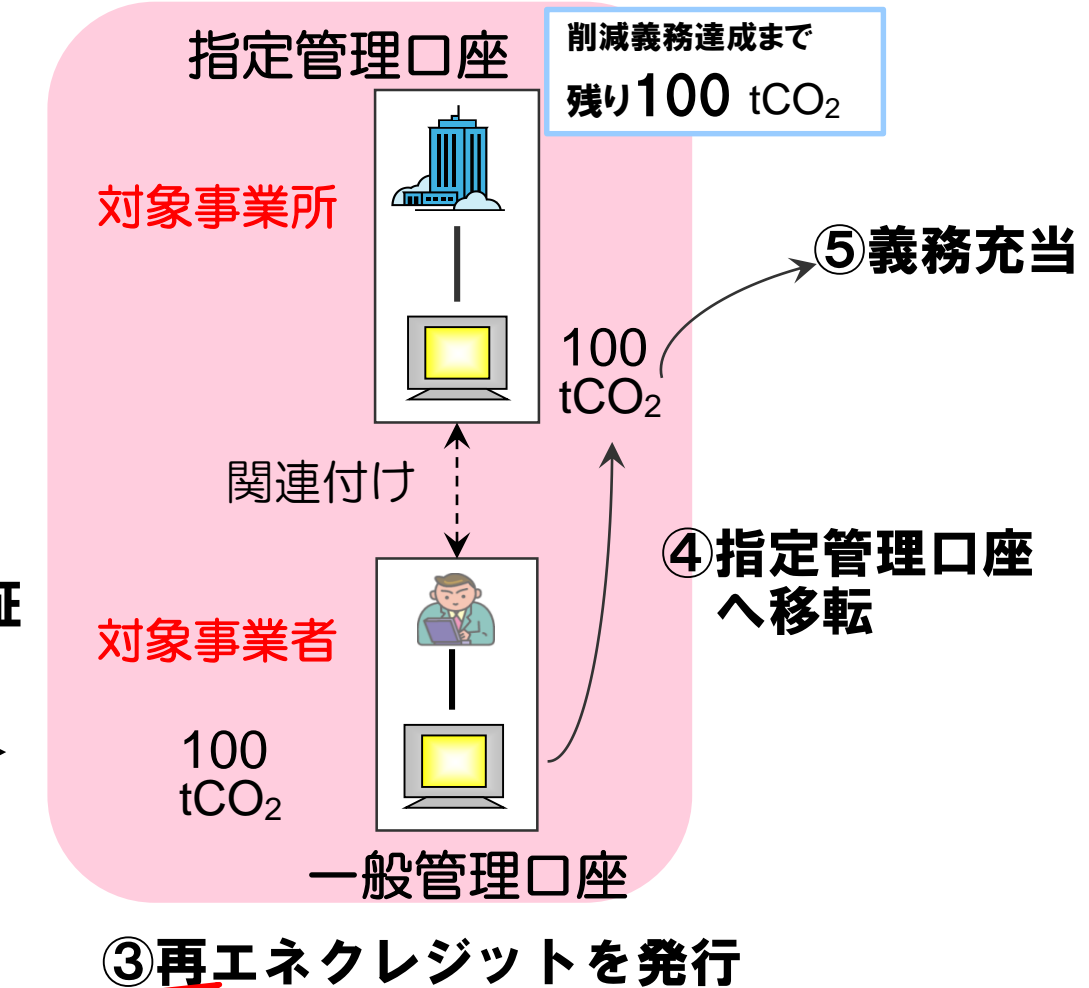
④ 対象事業者AとBの間で超過削減量を移転
(対象事業者AとBの間の売買契約等の取り決めによる)

(1) 排出量取引の流れ ②再エネクレジットの取引

①グリーン電力証書を購入



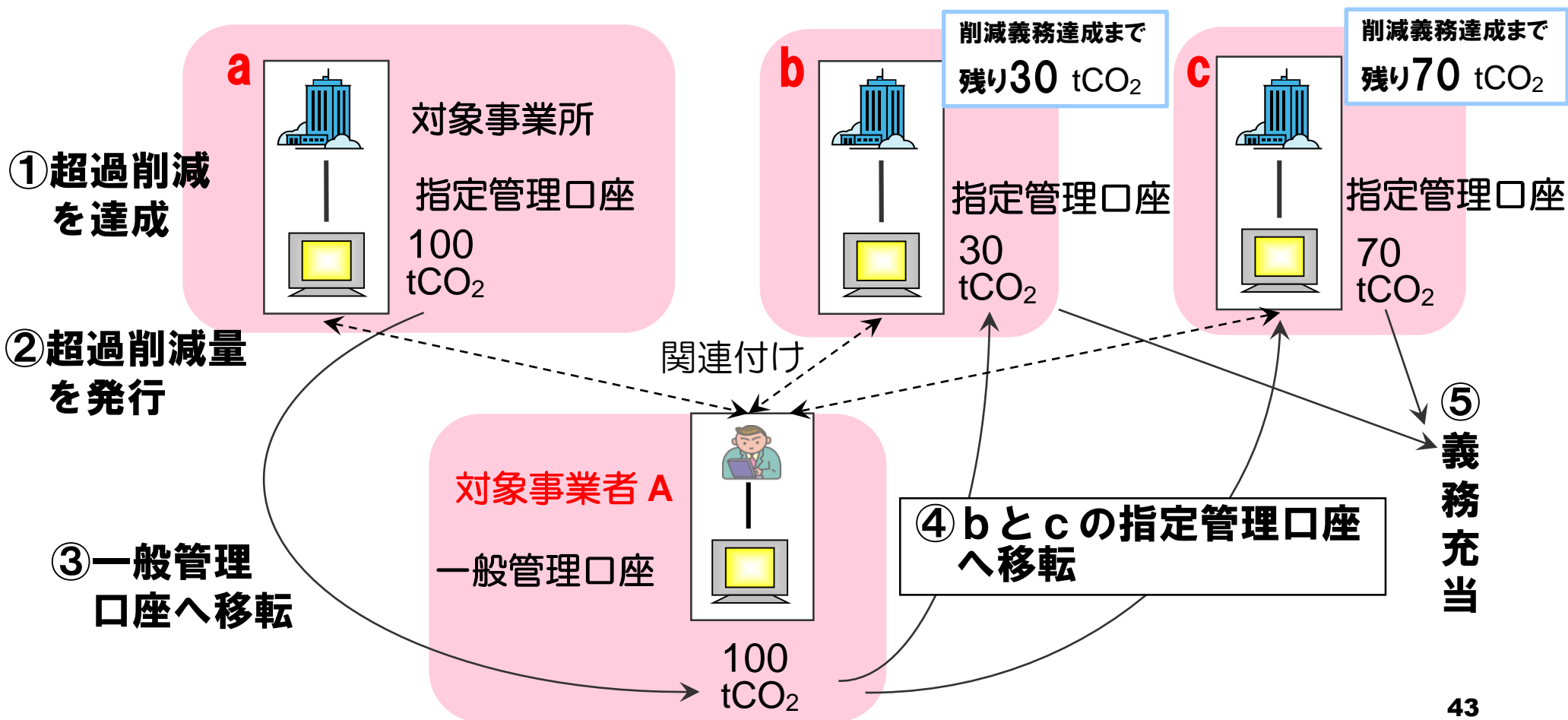
②電力量の認証を受ける



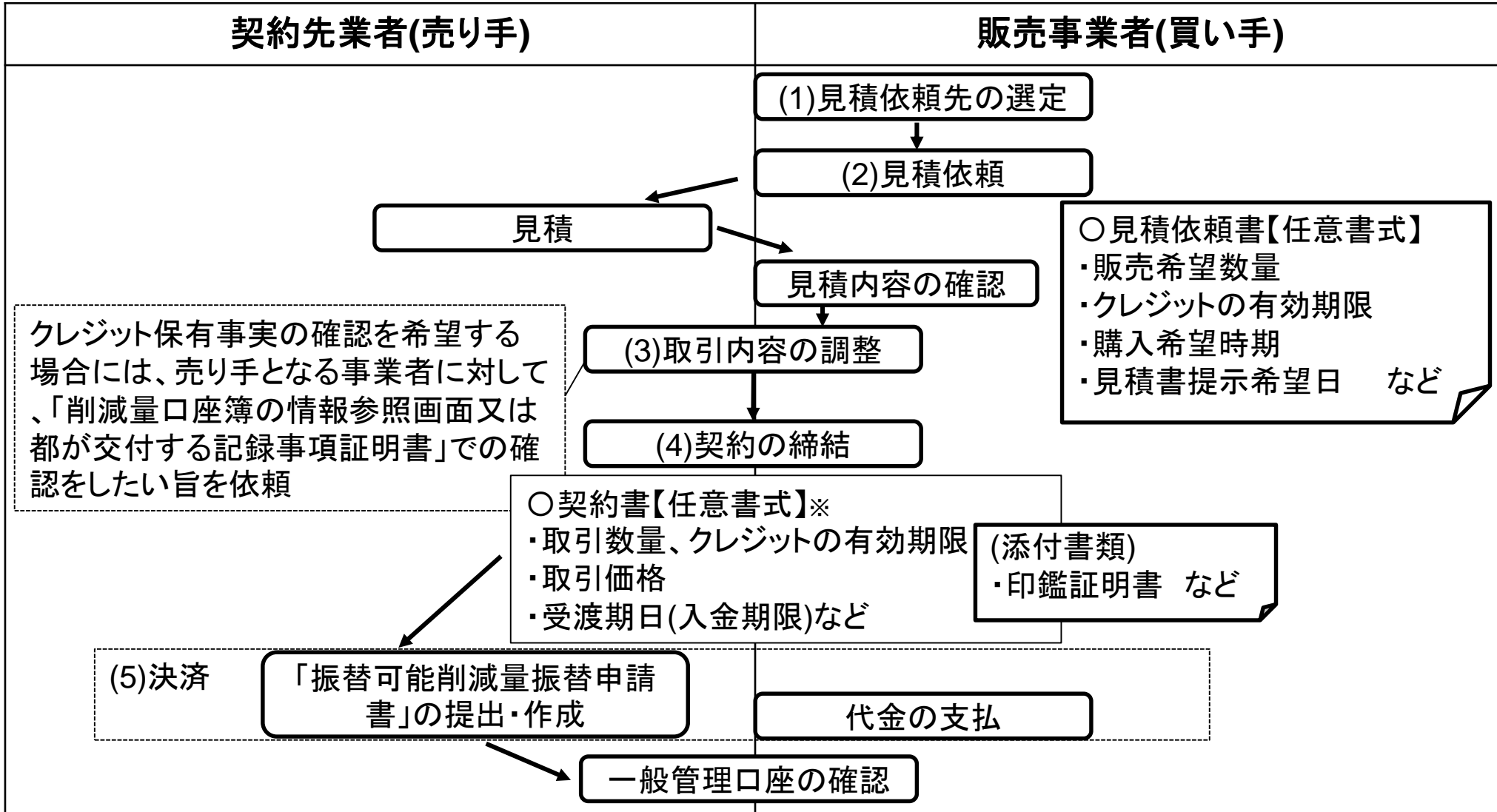
再エネクレジットの場合は、対象事業所の所有者の一般管理口座に直接発行されます。

(1) 排出量取引の流れ ③複数の事業所を持つ事業者の取引

対象事業者Aは、対象事業所a、b、cの3つの事業所の義務者
 対象事業所aは義務を超過達成、対象事業所b、cはクレジットが必要な場合



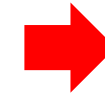
(2) クレジット販売は相対取引



(3) 排出量取引実施事例

1 クレジット購入先の検討

- ・直接企業から購入:不安(手続方法が不明・手間がかかる)
- ・仲介事業者から購入:安心(手続方法の相談が可能・手間が要らない)

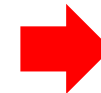


仲介業者を選択

2 仲介事業者の選択

仲介事業者

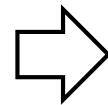
- ・初めての取引のため、事業者の情報がない
- ・東京都主催のマッチングフェアに出展した実績があるので信用性が高い



都のホームページにある
仲介事業者を選択

3 クレジットの選択

複数のクレジットの中から
【価格】と【価値】の観点から
クレジットを2つに絞る



【超過削減量】

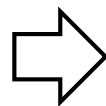
- ・価格が安い、安価が一番の魅力
- ・【グリーン電力(熱)証書】(再エネクレジット)
- ・クリーンなイメージが魅力



価格が安価なため
超過削減量に決定

4 見積依頼～発注

予算編成目的で
1社に見積依頼



購入までに2度にわたり3社に
見積依頼
(価格の変動を考慮)



価格等の条件を検討後、A社に決定
A社に再度見積依頼後、発注
(移転までに約3カ月を要した)

排出量取引入門

4. 排出量取引に係る各種手続 ～申請時の提出物について～



申請時の提出物について

令和 年 月 日

東京都知事 殿 申請者 住所 氏名

法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

振替可能削減量等発行等申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の22第3項、第4項又は第6項の規定より振替可能削減量等の発行又は振替を次のとおり申請します。

口 座 番 号	管理口座の種類
口座に係る指定地域温暖化対策事業所の情報(指定管理口座に限る。)	事業所の名称 事業所の所在地 指定番号
振替可能削減量等に係る情報	種 類
	発行又は振替の数量 振替可能削減量(超過削減量を除く。)の認定番号
振替可能削減量等の発行等に係る情報の公表	<input type="checkbox"/> 公表する(別紙のとおり) <input type="checkbox"/> 公表しない
添 付 書 類	別添のとおり
振替可能削減量等の連絡先	会社名
	郵便番号
	住所
	所属名
	担当者名
	電話番号
	FAX番号
	Eメール
	備考

※受付欄

令和 年 月 日

東京都知事 殿 申請者 住所 氏名

法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

一般管理口座開設申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の21第5項の規定により一般管理口座の開設を次のとおり申請します。

口座を開設できる業の種別		
口座の開設要件に関する事項		
公表を希望する事項		
開設を希望する口座の数	合計 口座	
関連付け希望する指定管理口座等に係る情報	指定管理口座番号	合計 口座
	事業所の名称	
	事業所の所在地	
指定番号		
開設しようとする一般管理口座の種別	1 申請者は、指定管理口座の口座名義人である。 2 申請者は、指定管理口座の口座管理者である。	
添 付 書 類	別添のとおり	
振替可能削減量の連絡先	会社名	公表
	郵便番号	
	住所	
	所属名	公表
	担当者名	
	電話番号	公表
	FAX番号	
	Eメール	非公表
	備考	

※受付欄

掲載URL

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/index.html



申請時の提出物について

● 提出物のイメージ

令和 年 月 日

東京都知事 殿 申請者

住所

氏名

印

〔法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地〕

振替可能削減量記録移転申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の21の14第3項の規定により振替可能削減量を義務充実に利用しない旨次のとおり申請します。

口	座	番	号
振替可能削減量に係る情報	種	類	
	数	量	t (二酸化炭素換算)
	識	別	番
移	転	の	原
添	付	書	類
振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先	会社名		
	郵便番号		
	住所		
	所属名		
	担当者名		
	電話番号		
	FAX番号		
	Eメールアドレス		
備考			

※受付欄

振替可能削減量記録移転（クレジットの無効化）に係る情報の公表等について

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住〇所、
氏〇名、

〔法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地〕

私は、クレジットの無効化に係る情報の公表等について、下記のとおり申請します。

記。

1 □無効化の申請を行ったものに関する情報の公表。

口座番号の公表。	希望する・希望しない。
口座名義人の名称の公表。	希望する・希望しない。

2 □用途等に関する情報。

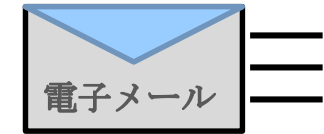
用途についての公表。	希望する・希望しない。
【用途】	
1 □カーボン・オフセット（イベントのオフセット）	
2 □カーボン・オフセット（製品のオフセット）	
3 □カーボン・オフセット（その他）	
4 □その他（□□□□□□□□□□□□□□□□）	
【無効化の目的】	
：	
：	
：	
：	

※□無効化を行ったクレジットの種類ごとの合計量（t-CO₂）、シリアル番号及び有効期限並びに無効化を行った時期については必ず公表されます。

※□公表希望については、各欄の「希望する・希望しない」いずれか1つに○をつけてください。

※□用途について、1～4のいずれか1つに○をつけてください。その他の括弧内に記載した内容は公表されません。

※□無効化の目的については、200文字以内で御記載ください。都からの通知書にそのまま転載されるので御注意ください。



③申請書等の電子データ
（電子メールの添付ファイル
（2MBまで）やCD-R）
※USBは不可

印鑑証明書

印

名 称 株式会社東京〇〇
主たる事業所 東京都千代田区〇〇町一丁目1番1号

代表取締役 東京太郎
昭和〇年△月〇日 生

これは提出されている印鑑の写しに相違ないことを証明する。

①申請書
（押印原本）

②申請書添付書類
（必要な場合）

④印鑑証明書

申請時の提出物について

● 基本的な提出の流れ

申請書を作成する。



(相談窓口で事前確認も賜っております(スライド4参照)。)



申請書に代表者印等を押印後提出(※振替可能削減量発行等申請書、手数料減免申請書は押印不要)

- ・提出方法 相談窓口へ 郵送 若しくは 持参
電子データをメール(CD-Rでも可)でお送りください。
- ・提出物 申請書(添付資料・印鑑証明書を添付いただく場合もあります。)



都で審査

- ・申請内容を審査後、排出量取引システムに登録(申請内容により、2週間から1か月程度かかります。)



都での審査完了後、登録内容を排出量取引システムで確認いただけます。

- ・一般管理口座の開設の際、ユーザIDやパスワードを通知しますので、通知到着後に御確認ください。
- ・一般管理口座間のクレジットの移転は、移転の実行を各申請者がシステムから行います。

ぜひ御活用ください！

- ・代表者印を押す前に間違いのない書類を作成できます。
- ・書類提出後の修正が少なくなるため、都での審査がスムーズに進みます。

排出量取引入門

4. 排出量取引に係る各種手続 ～一般管理口座の開設～



一般管理口座の開設①

- どのような場合に申請が必要か(※現在、未開設の場合)

<例>

- ✓ 他社と排出量取引をしたい。
- ✓ ある事業所の指定管理口座に保有する超過削減量を、他事業所の義務履行に使いたい。
- ✓ グリーン電力証書を購入して再エネクレジットを取得したい。
- ✓ クレジットを無効化して制度外でその環境価値を使いたい。

- 申請者

- ・指定地球温暖化対策事業者、口座管理者
- ・上記以外の国内に営業所を有する法人※、所定の要件を満たす個人※

※ 1口座につき13,400円の手数料が必要(更新の場合は12,400円)

留意事項

- ✓ 申請書を受領してから口座の開設までには、所定の期間がかかります。期間を考慮の上、余裕を持って御準備・御申請ください。

一般管理口座の開設②

● 提出物

- 申請書類
一般管理口座開設申請書

掲載URL

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/ippan_kouza_kaisetsu.html



- 添付書類

全申請者

印鑑証明書(発行後6か月以内のもの)*

※ 排出量取引に係る申請又は届出が2回目以降で、既に印鑑証明書(原本)を提出している場合は、コピー(6か月以内のもの)でも可
 ただし、印鑑証明書の内容(印影、商号、本店所在地、代表者氏名等)について直近で提出したものから変更があった場合は、最新の内容を反映した印鑑証明書(原本)を添付すること。

排出量取引入門

4. 排出量取引に係る各種手続 ～クレジットの発行～



クレジットの発行①

- どのような場合に申請が必要か

＜例＞

- ✓ 義務履行状況が確定したので、都からの発行を待たずに第3計画期間の超過削減量を取引したい。
- ✓ 第3計画期間の超過削減量を、他の事業所の第3計画期間の義務履行に使わなければならない。
- ✓ オフセットクレジット(例えば再エネクレジット(その他削減量)等)の認証通知を受けた。

- 申請者

- 特定地球温暖化対策事業者
- 一般管理口座の名義人であって再エネクレジット等の発行を受ける者

留意事項

- ✓ 第三計画期間の超過削減量は、「2022年度の計画書提出期日」～「2021年度特定温室効果ガス排出量の確定」までの期間は、申請による発行ができません。未発行の第三計画期間の超過削減量を利用したい場合、特に取引の場合は、契約等の時期に留意してください。

クレジットの発行②

● 提出物

- 申請書類
振替可能削減量等発行等申請書

掲載URL

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/hakkou.html



● 添付資料

発行情報の公表を希望する者

振替可能削減量の発行等に係る情報の公表について※1

※1 公表を希望した場合は、東京都環境局ホームページに発行情報を公表します。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/data/index.html

※ 2021年度から印鑑証明書の提出は不要となりました。

発行先の一般管理口座の情報や各種クレジットの認定通知等により、申請者の確認を行います。

排出量取引入門

4. 排出量取引に係る各種手続 ～クレジットの振替～



クレジットの振替①

- どのような場合に申請が必要か

<例>

- ✓ 指定管理口座にある超過削減量を一般管理口座に移したい。
- ✓ 一般管理口座に取得したクレジットを、削減不足の事業所の指定管理口座に移して、義務充当したい。
- ✓ 排出量取引のために、取引先の一般管理口座にクレジットを移したい。

- 申請者

クレジットの移転(振替)元となる口座の口座名義人

留意事項

- ✓ 移転元口座が指定管理口座で、口座名義人が複数いる場合は、原則名義人全員の連名での申請が必要です。
- ✓ クレジットの移転に係る手続を代理人に依頼する場合は、東京都へ排出量取引に係る委任をする旨の委任状等の提出がされているか、委任範囲は排出量取引を含む内容であるか等をあらかじめ確認してください。

クレジットの振替②

● 提出物

● 申請書類

振替可能削減量振替申請書

掲載URL

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/furikae.html




● 添付書類

口座名義人の
情報に変更が
あった者

印鑑証明書(発行後6か月以内のもの)*

※ 既に提出しており、記載内容に変更がない場合は添付不要
印鑑証明書の内容(印影、商号、本店所在地、代表者氏名等)について、直近で提出した
ものから変更があった場合のみ、最新の内容を反映した印鑑証明書(発行後6か月以内
のもの)の添付が必要



排出量取引入門

4. 排出量取引に係る各種手続 ～登録情報の変更～



登録情報の変更①

- 「口座名義人等氏名等変更届出書」の**提出が必要**となる場合
 - ✓ 口座名義人※¹に関する情報(氏名、住所)の変更がある場合
 - ✓ 口座管理者※²に関する情報(氏名、住所)の変更がある場合
 - ✓ 口座の連絡先の「会社」「部署」の変更がある場合
 - ✓ 名義人・連絡先情報等の公表に係る変更がある場合

提出物

※1 一般管理口座のみ開設をしている場合

※2 口座管理者が口座名義人以外の場合

- 申請書類
口座名義人等氏名等変更届出書

掲載URL

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/shimei_henkou.html



- 添付書類 **印鑑証明書(発行後6か月以内のもの)※**

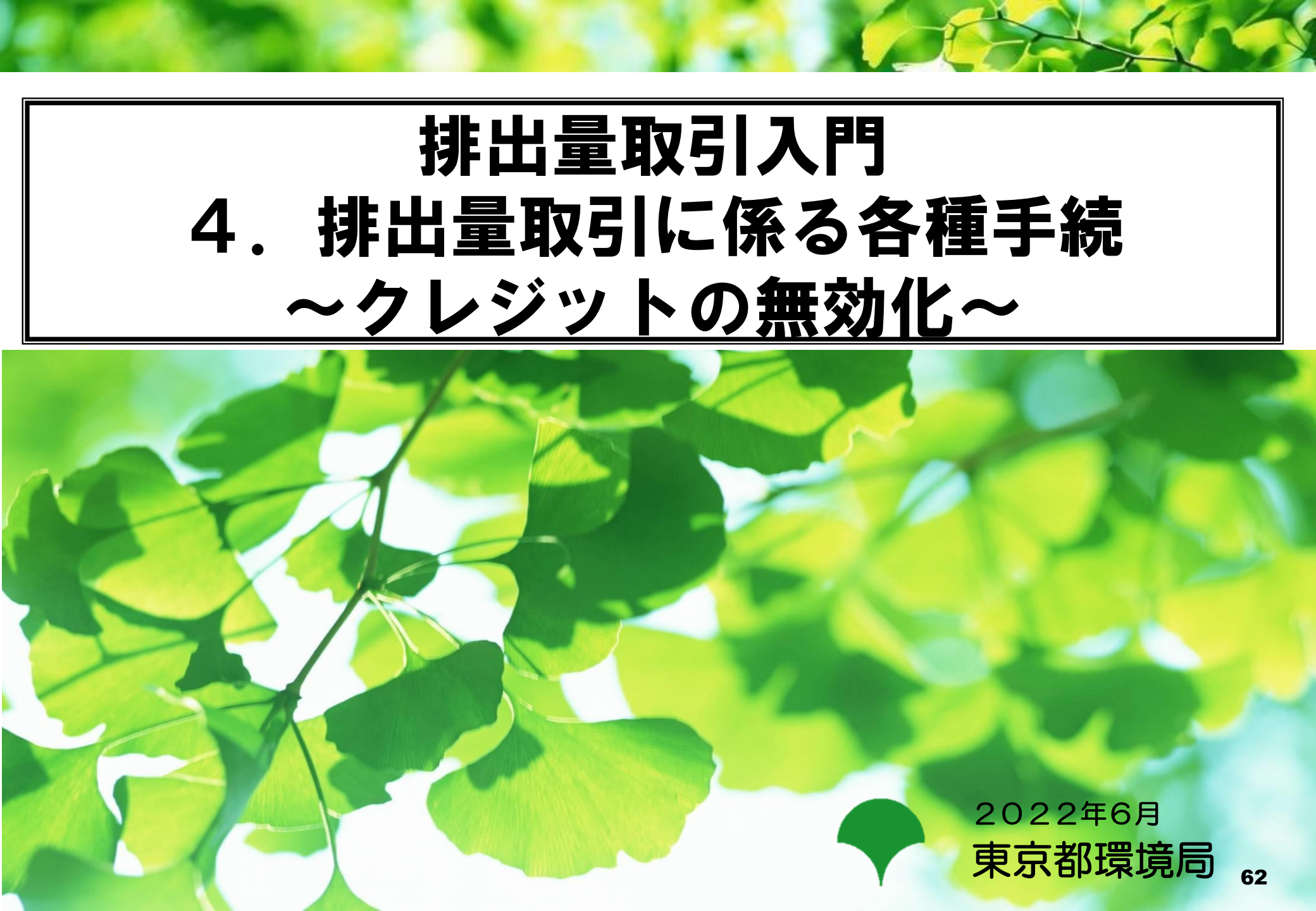
※ 既に提出しており、記載内容に変更がない場合は添付不要

印鑑証明書の内容(印影、商号、本店所在地、代表者氏名等)について、直近で提出したものから変更があった場合のみ、最新の内容を反映した印鑑証明書(発行後6か月以内のもの)の添付が必要

登録情報の変更②

● 留意事項

- 「口座名義人等氏名等変更届出書」の**提出が不要**となる場合
 - ✓ 口座名義人情報・連絡先に変更があるが、同時に以下の届出又は申請をする場合
 - ① 指定地球温暖化対策事業者氏名等変更届出書
 - ② 指定地球温暖化対策事業者変更届出書
 - ③ 所有事業者等届出書
 - ④ 一般管理口座更新申請書
 - ⑤ 振替可能削減量振替申請書
 - ⑥ 義務充当申請書
 - ✓ 連絡先の登録情報の会社・部署**以外**の登録情報の変更※
 - ※ 会社・部署**以外**の登録情報の変更は、相談窓口へ連絡(メール又は郵送)が必要です(連絡に当たっては、変更の対象となる「口座番号」を必ず明示してください)



排出量取引入門

4. 排出量取引に係る各種手続 ～クレジットの無効化～



クレジットの無効化①

申請により、クレジットを本制度の義務充当に利用できない状態にすることで、クレジットの環境価値をカーボン・オフセット等の本制度の義務履行以外に活用することができます。

● 制度利用に当たっての留意事項

- 無効化を行ったクレジットは、再度一般管理口座に戻して義務履行に利用することはできません。自らの事業所の義務履行の状況及びクレジットの有効期限を踏まえて、無効化を行う数量等については慎重に御検討ください。
- 無効化されたクレジットは自らの責任において利用することとし、仮に当該クレジットの利用に伴って不利益を被る事態が生じた場合においても、都は一切の責を負いません。

クレジットの無効化② <事例>

◆ 例1: オンラインイベントをカーボンフリーで行う

Step1 イベントに係るCO₂排出量を環境省が公表している「カーボン・オフセットガイドライン」等に基づき計算

⇒3.8t-CO₂排出される見込み

Step2 超過削減量の環境価値をイベントに充てるため、4t-CO₂を無効化申請し、カーボンオフセット

⇒無効化の目的：〇年〇月〇日にオンラインで開催する〇〇イベントに伴い排出されるCO₂排出量約4t-CO₂のカーボンオフセット

◆ 例2: CSR報告書の印刷をカーボンフリーで行う

Step1 CSR報告書の印刷に係るCO₂排出量を環境省が公表している「カーボン・オフセットガイドライン」等に基づき計算

⇒1.8t-CO₂排出される見込み

Step2 都内中小クレジットの環境価値を印刷に充てるため、2t-CO₂を無効化申請し、カーボンオフセット

⇒無効化の目的：CSR報告書2021の印刷製造工程において排出されるCO₂排出量約2t-CO₂のカーボンオフセット

参照URL（無効化の事例）

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/mukouka/index.html

クレジットの無効化③

- 申請者

振替可能削減量が記録されている一般管理口座の口座名義人

留意事項

- ✓ 無効化できる「振替可能削減量」は、超過削減量、都内中小クレジット、都外クレジット、再エネクレジット(環境価値換算量)に限られます。
- ✓ 無効化の申請は、無効化の目的ごとに行ってください。
- ✓ 無効化するクレジットの有効期限までに審査が完了する必要があります。期間を考慮の上、余裕を持って御準備・御申請ください。

(振替可能削減量記録移転(クレジットの無効化)に係る情報の公表等について)

- ✓ 無効化を行ったクレジットの種類ごとの合計量 (t-CO₂)、識別番号、有効期限及び無効化を行った時期については必ず公表されます。
- ✓ 用途について、その他括弧内に記載した内容は公表されません。
- ✓ 無効化の目的の欄の記載は、都からの通知書にそのまま転載されます。

クレジットの無効化④

● 提出物

- 申請書類
振替可能削減量記録移転申請書

掲載URL

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/mukouka.html



- 添付書類

<p>無効化に係る情報の公表</p>	<p>振替可能削減量記録移転(クレジットの無効化)に係る情報の公表等について※1</p> <p>※1 公表を希望した場合は、東京都環境局ホームページに無効化情報を公表します。 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/data/index.html</p>
<p>口座名義人の情報に変更があった者</p>	<p>印鑑証明書(発行後6か月以内のもの)※2</p> <p>※2 既に提出しており、記載内容に変更がない場合は添付不要。 印鑑証明書の内容(印影、商号、本店所在地、代表者氏名等)について、直近で提出したものから変更があった場合のみ、最新の内容を反映した印鑑証明書(発行後6か月以内のもの)の添付が必要</p>

排出量取引入門

4. 排出量取引に係る各種手続 ～その他手続き～



4. 排出量取引に係る各種手続 その他手続

- (1) 口座管理者の登録
- (2) 口座簿利用者番号等の再通知
- (3) 指定管理口座の関連付け

掲載URL

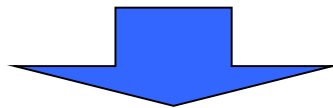
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/index.html



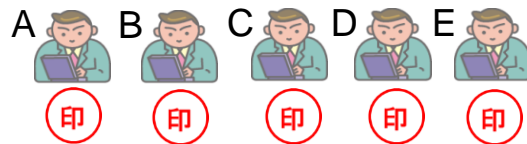
(1) 口座管理者の登録①

● 口座管理者とは

- ✓ 口座管理者は、指定管理口座の名義人(=指定地球温暖化対策事業者)に代わって、指定管理口座に係る申請(超過削減量の発行・移転、義務充当の申請など)を行うことができます。
- ✓ 指定管理口座の名義人の同意があれば、誰でも口座管理者になることができます。
- ✓ 口座管理者の登録申請には、指定管理口座の名義人全員の記名押印が必要

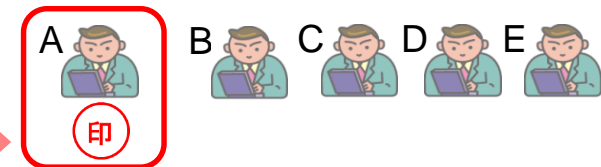


口座管理者の登録後は、単独名義人の場合と同じ手続手順となります。



指定管理口座に係る申請手続は、全ての口座名義人の連名で行う必要があります。

口座管理者を登録すると...



口座管理者Aは単独で指定管理口座に係る申請手続を行うことが可能です。

(1) 口座管理者の登録②

- 申請者

指定管理口座の口座名義人（指定地球温暖化対策事業者）

- 提出物

- 申請書類

口座管理者登録(登録抹消)申請書

掲載URL

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/kouza_kanrishatoroku.html



- 添付書類

口座名義人の
情報に変更が
あった者

印鑑証明書(発行後6か月以内のもの)*

※ 既に提出しており、記載内容に変更がない場合は添付不要
印鑑証明書の内容(印影、商号、本店所在地、代表者氏名等)について、直近で提出した
ものから変更があった場合のみ、最新の内容を反映した印鑑証明書(発行後6か月
以内のもの)の添付が必要

(2) 口座簿利用者番号等の再通知①

- 申請が必要な場合

<例>

- ✓ 「口座簿利用者番号」「初期暗証番号」が記載されていた通知書を失くしてしまった。
- ✓ 変更した「暗証番号」を忘れてしまった。

- 申請者

口座名義人※

※口座にログインするための「口座簿利用者番号」「暗証番号」が分からなくなった者

● 留意事項

- ✓ 口座簿利用者番号は分かっているが、入力しても口座へのログインができなかった場合は、画面に表示されるエラーメッセージをご確認の上、相談窓口まで御連絡ください。
- ✓ 通知書(書面)でお送りする番号と、メールでお送りする番号は、それぞれ機能が異なるため、ログイン後に表示される画面の構成が異なります。詳しくは「5. 総量削減義務と排出量取引システムについて」の動画を御参照ください。

(2) 口座簿利用者番号等の再通知②

● 提出物

- 申請書類
口座簿利用者番号等通知申請書

掲載URL

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/kouzabo_riyousha.html



- 添付書類

口座名義人の
情報に変更が
あった者

印鑑証明書(発行後6か月以内のもの)*

※ 既に提出しており、記載内容に変更がない場合は添付不要
印鑑証明書の内容(印影、商号、本店所在地、代表者氏名等)について、直近で提出した
ものから変更があった場合のみ、最新の内容を反映した印鑑証明書(発行後6か月以
内のもの)の添付が必要

(3) 指定管理口座の関連付け①

- 申請が必要な場合

<例>

- ✓ 「指定管理口座」にある超過削減量を、関連付けしていない「一般管理口座」に移したい。
- ✓ 一般管理口座に保有するクレジットを、自社で所有する他の事業所の義務履行に使いたいが、一般管理口座との関連付けをしていない。

- 申請者

一般管理口座の口座名義人※

※関連付けようとする指定管理口座の口座名義人でもあることが必要

留意事項

- ✓ 関連付けは、「指定管理口座」と「一般管理口座」の間でクレジットを移転する際に必要な条件です。一般管理口座間での移転の際には、この申請は必要ありません。
- ✓ 関連付けがされているか否かは、総量削減義務と排出量取引システム上で、いずれかの口座の「口座情報照会」画面で確認できます。申請前に御確認をお願い致します。

(3) 指定管理口座の関連付け②

● 提出物

- 申請書類
一般管理口座等に係る関連付け申請書

掲載URL

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/tokutei_ippan_toroku.html



- 添付書類

口座名義人の
情報に変更が
あった者

印鑑証明書(発行後6か月以内のもの)*

* 既に提出しており、記載内容に変更がない場合は添付不要
印鑑証明書の内容(印影、商号、本店所在地、代表者氏名等)について、直近で提出した
ものから変更があった場合のみ、最新の内容を反映した印鑑証明書(発行後6か月以
内のもの)の添付が必要

排出量取引入門

5. 総量削減義務と排出量取引システム について



5.総量削減義務と排出量取引システムについて

- (1) 総量削減義務と排出量取引システムとは
- (2) システムへのログイン
- (3) システムで使える主な機能
- (4) ユーザーIDに関する注意点
- (5) 口座情報一覧について



(1) 総量削減義務と排出量取引システムとは

- ✓ クレジットの量や取引履歴などの情報を記録し、管理する電子システムです。
- ✓ インターネットを通じて、Webブラウザからアクセスできます。
- ✓ 口座開設者は、自らの事業所の義務履行状況のほか、自分が開設した口座に記録されているクレジットの量や取引履歴などを参照できます。
- ✓ 利用時間：開庁日（土日、祝日を除く）9:00から18:00まで
- ✓ 利用料：無料

<取引履歴>

<〇〇会社>

10/1 超過削減量 発行 100t

10/3 都外クレジット 移転 50t



<義務履行状況>

<〇〇ビル>

基準排出量：3,500t

2017年度排出量：3,000t

<クレジットの保有量>

<△△会社>

都内中小クレジット：100t

超過削減量：200t

銀行口座のようなイメージ

掲載URL

<https://www9.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/CapAndTrade/tradingaccount/author/TpPage>



(2) システムへのログイン

東京都環境局
総量削減義務と排出量取引システム

|| 総量削減義務と排出量取引システム - トップページ

■ 総量削減義務と排出量取引システム

総量削減義務と排出量取引システムとは、東京都が実施する総量削減義務と排出量取引制度において、事業所ごとの削減義務履行状況の確認やクレジット等の管理等を行うシステムです。

» ログイン

» 操作マニュアル

口座が開設されると、東京都からユーザID（口座簿利用者番号）とパスワード（暗証番号）を記載した通知書が送付（郵送）されます。

ユーザIDとパスワードを紛失した場合は、「口座簿利用者番号通知申請書」の提出により再発行する必要があります。大切に保管してください。

東京都環境局
総量削減義務と排出量取引システム

|| ログイン

ユーザIDとパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押してください。

口座簿利用者番号（ユーザーID）

暗証番号（パスワード）

» ログイン

トップページ

ログイン画面

(3) システムで使える主な機能①

指定管理口座・一般管理口座が開設されると、次のことができます※1

※1 自分の口座のみ

＜指定管理口座＞

- ✓ 基準排出量、削減義務率などの参照
- ✓ 毎年度の温室効果ガス排出状況の参照
- ✓ 義務履行状況の参照

＜指定・一般共通＞

- ✓ クレジットの保有量の参照
- ✓ クレジットの取引履歴の参照
- ✓ 口座開設者情報の参照

＜一般管理口座＞

- ✓ 見積受付登録事業者照会の利用
- ✓ 移転の実行
- ✓ クレジットの無効化履歴の参照

メッセージ交換管理機能の追加により、電子メールを使わずに東京都とのメッセージやデータのやり取りが可能になりました。この機能により、

- ・ 一般管理口座間でクレジットの移転実行が可能になった旨の通知
 - ・ 指定管理口座から一般管理口座への移転完了の通知
- を受け取ることができます。

(3) システムで使える主な機能②

指定管理口座が開設されると、次のことができます※1

※1 自分の口座のみ

<指定管理口座>

- ✓ 基準排出量、削減義務率などの参照
- ✓ 毎年度の温室効果ガス排出状況の参照
- ✓ 義務履行状況の参照

超過削減量の発行可能な量が
一目でわかります

☐ 義務履行状況

削減義務率以外の数値の単位はt-CO₂

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	整理期間	削減義務 期間合計
基準排出量	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000		50,000
事業所区分	I-1	I-1	I-1	I-1	I-1		
トップレベルの判定							
医療施設緩和措置							
削減義務率	27%	27%	27%	27%	27%		
特定温室効果ガス排出量	7,000						7,000
排出削減量	3,000						3,000
その他ガス削減量の 義務充当量							
削減義務率以外の数値の単位はt-CO ₂							
取引を加味した 排出削減量	3,000	0	0	0	0	0	3,000
超過削減量発行可能量	300						
残りの削減義務期間における排出上限量						29,500	t-CO ₂

(3) システムで使える主な機能③

指定管理口座・一般管理口座が開設されると、次のことができます※1

※1 自分の口座のみ

(例)一般管理口座の画面

<指定・一般共通>

✓クレジットの保有量の参照

✓クレジットの取引履歴の参照

✓口座開設者情報の参照

■ クレジット情報

クレジットシリアル番号 (FROM-TO)	クレジットの種類	クレジットの種類 (詳細)	クレジット量 (t-CO2)	利用可能な削減 計画期間
130-720273~ 130-720372	都内中小クレジット	-	100	第一,第二

■ 検索結果

10件の取引履歴情報が検索されました。

選択	項番	取引完了 日付	申請区分	移転実行状態	移転元口座番号	移転先口座番号	取引履歴番号
<input type="radio"/>	1	2015/08/22	発行	-			130-2111111120
<input type="radio"/>	2	2015/08/21	移転	移転実行待ち	130-110-1002-1	130-110-2002-1	130-2111111119
<input type="radio"/>	3	2015/08/20	発行	-			130-2111111118
<input type="radio"/>	4	2015/08/19	移転	移転実行待ち	130-110-1004-1	130-110-2004-1	130-2111111117
<input type="radio"/>	5	2015/08/18	移転	完了	130-110-1005-1	130-110-2005-1	130-2111111116

(3) システムで使える主な機能④

一般管理口座が開設されると、次のことができます※1

※1 自分が開設した口座のみ

<一般管理口座>

✓見積受付登録事業者
照会

✓移転の実行

✓クレジットの無効化履歴
の参照

見積受付情報登録・変更

以下の入力フォームに登録又は変更の情報を入力してください。
「変更」ボタンを押すと、変更の情報を入力することができます。
入力後に「確定」ボタンを押してください。

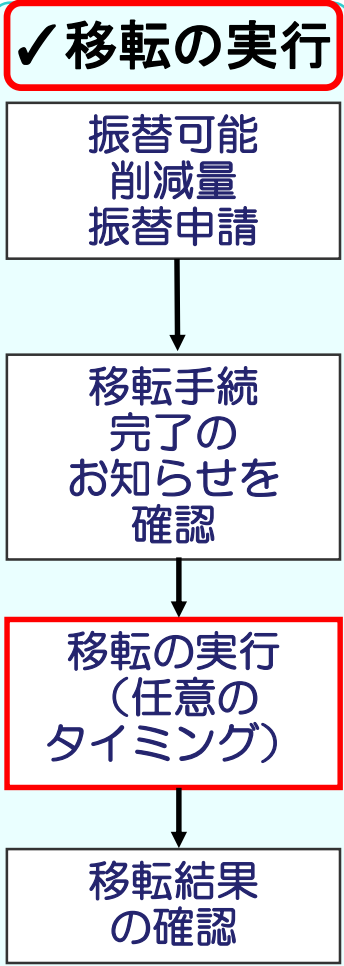
選択	取扱 種別	見積受付事業者 としての登録	取扱クレジットの種類	連絡先	備考 (最大1,000文字) ※連絡先、PR等、ご自由に入力 してください。
<input checked="" type="radio"/>	購入	希望する	超過削減 都内中小クレジット 再エネクレジット(環境価値換算) 再エネクレジット(その他削減) 都外クレジット 埼玉連携クレジット	担当者: 大江戸花子 TEL: 03-▲▲▲▲- ■■■■■ メール: O.Hanako@▲▲.co.jp	お気軽にご相談くださ い。
<input type="radio"/>	販売	希望しない			

👉 売り手・買い手を
探すことができます！

この画面で登録した情報がシステム上に公開されます。

(3) システムで使える主な機能⑤

一般管理口座が開設されると、次のことができます



システムメニュー画面

一般管理口座情報照会

- 口座情報照会
- 残高照会
- 取引履歴照会・移転実行

パスワード管理

- パスワード変更
- 第2パスワード新規設定/変更

① 第2パスワード新規設定

第2パスワード新規設定/変更情報入力

現在の第2パスワードと、新規設定/変更後の第2パスワードを入力してください。
新規設定の場合は新規設定/変更後の第2パスワードのみ入力してください。

現在の第2パスワード	<input type="text"/>
新規設定/変更後の第2パスワード (必須)	<input type="text"/>
新規設定/変更後の第2パスワード (確認用) (必須)	<input type="text"/>

② 取引履歴の検索

取引履歴情報の検索を行います。
検索条件を入力して、「検索」ボタンを押してください。

検索条件入力

取引完了日付	MD: 20110401~20120331
取引履歴番号	(NO) 130-9876543210
移転実行状態	<input checked="" type="checkbox"/> 移転実行待ち <input type="checkbox"/> 完了

③ 移転実行

取引履歴情報の詳細は以下のとおりです。

都の処理完了日付	2015/08/21
取引完了日付	2015/08/21
取引等の区分	移転
移転実行状態	移転実行待ち
取引履歴番号	130-2111111119

移転元口座情報

口座番号	130-110-400000001-00
管理口座の種類	一般管理口座
口座名義人の法人名称	一般事業者法人名称4
口座名義人の代表者名(個人氏名)	一般管理代表者名4
口座名義人の所在地(住所)	港区新橋2-1-10

移転先口座情報

口座番号	130-110-9876543210-00
管理口座の種類	一般管理口座
口座名義人の法人名称	一般管理事業者法人名称4
口座名義人の代表者名(個人氏名)	一般管理代表者名4
口座名義人の所在地(住所)	港区南青山1-1-9

この移転を実行する場合は、内容を確認の上、誤りがなければ第2パスワードを入力し「移転実行ボタン」を押してください。

第2パスワードによる認証

第2パスワード	<input type="text"/>
---------	----------------------

一般管理口座間の移転の場合のみ。売り手が作業を行います

(4) ユーザIDに関する注意点

口座に関するユーザーIDは4種類あります

ユーザーIDの種類	ユーザーIDを持っている人	できること	通知方法
①指定管理口座の 口座名義人用ユーザーID (口座簿利用者番号)	指定管理口座の 口座名義人	<ul style="list-style-type: none"> ・口座情報の参照 ・義務履行状況の参照 	通知書 (郵送)
②一般管理口座の 口座名義人用ユーザーID (口座簿利用者番号)	一般管理口座の 口座名義人	<ul style="list-style-type: none"> ・口座情報の参照 ・クレジット振替の移転実行他 	通知書 (郵送)
③指定管理口座の 連絡先担当者用ユーザーID	指定管理口座の 連絡先担当者	<ul style="list-style-type: none"> ・メッセージ交換機能の利用 	メール
④一般管理口座の 連絡先担当者用ユーザーID	一般管理口座の 連絡先担当者	<ul style="list-style-type: none"> ・メッセージ交換機能の利用 	メール
⑤事業所連絡先 担当者用ユーザーID	事業所の連絡先 担当者	<ul style="list-style-type: none"> ・メッセージ交換機能の利用 ・計画書ダウンロード機能等の利用 	メール

(5) 口座情報一覧について

トップページ > 地球環境・エネルギー > 大規模事業所における対策 > 総量削減義務と排出量取引システムについて

総量削減義務と排出量取引システムについて

ページ番号：447-611-879

更新日：2018年12月17日

- 大規模事業所における対策
 - > クレジットの無効化
 - > 「東京ゼロカーボン4デイズin 2020」の実現と「東京2020大会カーボンオフセット」へのご協力に向けたお願い
 - > 制度概要
 - > 排出量取引
 - > 排出量取引の運用に関する専門家委員会
- 総量削減義務と排出量取引システムについて

総量削減義務と排出量取引システムとは？

総量削減義務と排出量取引システムは、東京都が実施する総量削減義務と排出量取引制度において、以下の内容について事業者の皆様へ御利用いただけるシステムです。

- ①事業所ごとの削減義務履行状況の確認やクレジット等の管理等
- ②過年度分の「地球温暖化対策計画書」、「東京都☆省エネカルテ」及び「特定テナント評価通知書」のダウンロード

※利用時間：開庁日（土日、祝日を除く）9時から18時まで

※対象事業所ごとに担当者として登録している方に、都からID・パスワードを配布しております。御存じでない場合は下記お問い合わせ先まで御相談ください。

※①、②のID・パスワードは別々になっております。

- ・ 実績、計画、口座一覧等の公表（外部サイト）
- ・ 指定（特定）地球温暖化対策事業所の情報について利用時間以外の時間帯で参照したい方はこちらから（エクセル：673KB）

- ✓ 指定管理口座、一般管理口座の口座名義人や連絡先の情報を一覧化したもの
- ✓ 東京都環境局のホームページで閲覧できます。
- ✓ 原則、全ての管理口座について情報を公表しています。

掲載URL

https://www.kanky.o.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/system_top.html



(例) 指定管理口座情報一覧 (PDF) イメージ

130-100-XXX-00 東京都庁 新宿区	口座名義人に係る情報				
	氏名(法人にあっては、名称)		住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		
	東京都		東京都新宿区西新宿〇丁目△-× 〇〇ビル		
	口座管理者に係る情報				
氏名(法人にあっては、名称)		住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)			
東京都		東京都新宿区西新宿〇丁目△-× 〇〇ビル			
振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先					
氏名又は会社名	所属名	電話番号	FAX番号	メールアドレス	
東京都	環境局	03-XXXX-XXXX	03-XXXX-XXXX	e-mail@metro.tokyo	
130-100-XXX-00 〇〇ビル 新宿区	口座名義人に係る情報				
	氏名(法人にあっては、名称)		住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		
△△株式会社		東京都新宿区〇丁目△-× 〇〇ビル			

口座番号が分からなくなった場合はここから確認できます。

相談窓口にお気軽にご相談ください！！

「総量削減義務と排出量取引制度 相談窓口」では、
排出量取引に関する相談をお受けしています。

- ✓口座の開設、取引に関する申請手続
- ✓クレジットの取引方法
- ✓会計税務の取扱い
- ✓クレジットの無効化に関すること
- ✓その他排出量取引に関すること

<総量削減義務と排出量取引制度 相談窓口>

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第二本庁舎 **20** 階南側

TEL : 03-5388-3438

Email : ondanka31@kankyo.metro.tokyo.jp (制度全般に係るご質問)

torihiki@ml.metro.tokyo.jp (取引制度・クレジットの無効化に関するご質問)